

# 業務委託契約書（案）

1. 業務の名称 第2期 周南市リサイクルプラザ長期包括的運転管理業務
2. 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
3. 業務の場所 山口県周南市臨海町5番、3番の一部  
周南市リサイクルプラザペガサス
4. 業務委託料 金 円  
(うち、消費税及び地方消費税の額 金 円を含む。)  
ただし、計画処理量に基づき、物価変動等による調整がないものとした場合の契約期間の固定費及び変動費の総額  
(1)固定費 円  
(うち、消費税及び地方消費税の額 金 円を含む。)  
(2)変動費(1トン当たり単価 円  
(うち、消費税及び地方消費税の額 金 円を含む。)
5. 契約保証金 添付契約約款に記載のとおり

上記の業務について、発注者の周南市と受注者の共同企業体とは合意に基づいて、上記の条件のほか第2期 周南市リサイクルプラザ長期包括的運転管理業務委託契約約款によって、公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者の代表者及び構成員は自ら結成した別添の〇〇共同企業体の協定書により、共同連帯してこの契約を履行するものとする。

この契約締結の証としてこの契約書 通を作成し、発注者並びに受注者の代表者及び構成員がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 周南市

周南市長 藤井 律子

受注者 共同企業体  
(代表者)

(構成員)

(構成員)



---

第2期 周南市リサイクルプラザ  
長期包括的運轉管理業務委託  
契約約款

---

## 目 次

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 第1章 総則                |   |
| 第1条                   | 総則・・ 1                                |
| 第2条                   | 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1                                 |
| 第3条                   | 契約書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1                                  |
| 第4条                   | 解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1                                    |
| 第5条                   | 契約の変更及び通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1                                    |
| 第2章 業務委託の範囲           |   |
| 第6条                   | 業務委託の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2                               |
| 第7条                   | 運転管理業務委託の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2                                   |
| 第3章 本件施設の運転管理         |   |
| 第1節 総則                |   |
| 第8条                   | 善管注意義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2                                |
| 第9条                   | 関係法令の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2                               |
| 第10条                  | 監督官庁の許認可等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2                                     |
| 第11条                  | 申立ての制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3                                |
| 第12条                  | 従事者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3                                   |
| 第13条                  | 施設の使用許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3                               |
| 第14条                  | 再委託の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3                                |
| 第15条                  | 物品及び役務の調達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4                                     |
| 第16条                  | 新技術等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4                                      |
| 第17条                  | 運営事業の期間中の立ち入り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5   |
| 第18条                  | 運転管理業務の監視等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5                                    |
| 第19条                  | 見学者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5                                       |
| 第2節 運転管理マニュアル等の作成及び報告 |   |
| 第20条                  | 運転管理マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5                                     |
| 第21条                  | 運転管理業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6                                     |
| 第22条                  | 年次運転管理業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6                                   |
| 第23条                  | 運転管理業務の期間中の日報、月報及び年報等・・・・・・・・ 7   |
| 第24条                  | 記録の作成・保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7                                      |
| 第3節 本件施設の運転業務         |   |
| 第25条                  | 本件施設の運転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7                                       |
| 第26条                  | 運転時間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7   |
| 第27条                  | 燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、ビン類・缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、その他プラスチック類、可燃性粗大ごみ、処理困難物の搬入・・・ 8 |
| 第28条                  | 本件施設における処理不適物の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8                                     |
| 第29条                  | 処理不適物除去の水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8                                    |

|                          |                        |    |
|--------------------------|------------------------|----|
| 第30条                     | 搬入ごみの受入れ               | 8  |
| 第31条                     | 搬入ごみの処理                | 9  |
| 第32条                     | 本件施設における資源化物の取扱い       | 9  |
| 第33条                     | 本件施設における破砕物の処理         | 9  |
| 第34条                     | 搬出物の管理                 | 9  |
| 第35条                     | 処理対象物の量                | 9  |
| 第36条                     | 処理対象物の性状               | 9  |
| 第4章 本件施設の維持管理、補修及び更新業務   |                        |    |
| 第37条                     | 本件施設の維持管理              | 10 |
| 第38条                     | 本件施設の各設備の点検・補修又は更新     | 10 |
| 第39条                     | 機能維持のための検査             | 10 |
| 第5章 環境対策                 |                        |    |
| 第40条                     | 本件施設に係る環境計測            | 11 |
| 第41条                     | 環境リスクマネジメント            | 11 |
| 第6章 異常事態への対応             |                        |    |
| 第1節 本件施設の異常事態への対応        |                        |    |
| 第42条                     | 異常事態への対応               | 12 |
| 第43条                     | 調査委員会の設置               | 12 |
| 第44条                     | 停止期間中の搬入ごみの処理          | 13 |
| 第45条                     | 事故防止等臨機の措置             | 13 |
| 第2節 計画外の運転停止への対応         |                        |    |
| 第46条                     | 計画外の運転停止への対応           | 13 |
| 第7章 発注者による運転管理業務の実施状況の確認 |                        |    |
| 第47条                     | 実施状況の確認                | 14 |
| 第8章 委託料の支払               |                        |    |
| 第48条                     | 委託料の支払い                | 14 |
| 第49条                     | 委託料の内訳等                | 14 |
| 第50条                     | 支払方法                   | 14 |
| 第51条                     | 物価上昇率等の変動要素を委託料に組み込む方法 | 14 |
| 第52条                     | 予想外の変動要素による見直し         | 15 |
| 第53条                     | 委託料の取扱い                | 15 |
| 第54条                     | 租税                     | 15 |
| 第55条                     | 契約保証金                  | 15 |
| 第9章 知的財産権                |                        |    |
| 第56条                     | 特許等                    | 15 |
| 第57条                     | 特許権侵害等                 | 16 |
| 第58条                     | 秘密保持義務                 | 16 |

## 第10章 危険の負担等

|      |                   |    |
|------|-------------------|----|
| 第59条 | 受注者の注意義務          | 16 |
| 第60条 | 苦情等への対応及び解決       | 16 |
| 第61条 | 財物の滅失、毀損、人身傷害及び補償 | 16 |
| 第62条 | 本件施設及びその備品に関する責任  | 17 |
| 第63条 | 保険                | 17 |
| 第64条 | 法令等変更             | 17 |
| 第65条 | 不可抗力              | 18 |

## 第11章 契約の終了

|      |               |    |
|------|---------------|----|
| 第66条 | 契約期間終了時の引渡し条件 | 18 |
|------|---------------|----|

## 第12章 契約の解除

|      |       |    |
|------|-------|----|
| 第67条 | 契約の解除 | 18 |
| 第68条 | 違約金   | 20 |
| 第69条 | 責任限度  | 21 |

## 第13章 補則

|      |                     |    |
|------|---------------------|----|
| 第70条 | 契約の譲渡               | 21 |
| 第71条 | 遅延利息                | 21 |
| 第72条 | 個人情報 の適正な取り扱いに関する事項 | 21 |
| 第73条 | 契約の締結に要する費用         | 21 |

|    |    |                                |    |
|----|----|--------------------------------|----|
| 別紙 | 1  | 委託業務の範囲                        | 22 |
| 別紙 | 2  | 遵守すべき関係法令等                     | 24 |
| 別紙 | 3  | 運転管理のための人員等                    | 25 |
| 別紙 | 4  | 本件施設に係る計測項目の副生成物及び資源化物に関する管理項目 | 28 |
| 別紙 | 5  | 本件施設に係る計測項目の環境に関する管理項目         | 29 |
| 別紙 | 6  | 運転に関する要件                       | 34 |
| 別紙 | 7  | 処理対象物の計画処理量及び計画性状              | 37 |
| 別紙 | 8  | 処理不適物                          | 39 |
| 別紙 | 9  | 本件施設の計測管理                      | 40 |
| 別紙 | 10 | 本件施設の異常事態等                     | 42 |
| 別紙 | 11 | 委託料の内訳                         | 43 |
| 別紙 | 12 | 支払方法                           | 44 |
| 別紙 | 13 | 物価上昇率等の変動要素を委託料に組み込む方法         | 45 |
| 別紙 | 14 | 品質基準未達に対する委託料の減額方法             | 48 |
| 別紙 | 15 | 不適物除去水準未達に対する委託料の減額方法          | 49 |
| 別紙 | 16 | 不可効力の場合の費用負担                   | 50 |
| 別紙 | 17 | 業務実施状況の確認方法                    | 51 |

|    |   |            |    |
|----|---|------------|----|
| 別表 | 1 | 用語の定義      | 53 |
| 別紙 | 2 | 年次運転管理業務経費 | 55 |

## 第1章 総則

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本契約書に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約（本約款、要求水準書、入札説明書、質問回答書、質疑回答書、受注者の業務履行計画書を内容とする第2期 周南市リサイクルプラザ長期包括的運転管理業務の委託契約をいう。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、第6条に規定する運転管理業務を実施し、発注者はその対価として委託料を支払うものとする。
- 3 受注者は、特別の定めがある場合を除き、運転管理業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 本契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 本契約における期間の定めについては、本契約に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、山口地方裁判所をもって合意による第一審専属的管轄裁判所とする。
- 10 発注者は、本契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行う本契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 11 法改正、社会情勢の変化等、本契約締結時に想定し得なかった事項及び本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 本契約の約款において用いる用語の定義は、本約款の本文に示すほか、別表1に示すとおりとする。

(契約書類)

- 第3条 本契約は、本約款及び本約款に添付する別紙1から別紙17まで並びに別表第1及び同第2と一体をなす一個の契約を構成するものとする。
- 2 発注者及び受注者が合意した場合を除き、本約款と要求水準書の規定の間に矛盾、齟齬等がある場合、本約款の規定が優先するものとする。

(解釈)

- 第4条 本契約に基づいて作成される書面による通知等は日本語で作成され、他の言語による書類が作成された場合でも、日本語による原本が優先する。

(契約の変更及び通知等)

- 第5条 本契約の変更は、書面をもって行われるものとする。
- 2 本契約に規定する指示、通知、催告、請求、報告、申出、同意、確認、承諾及び解除は、書

面により行わなければならない。

- 3 前項に規定にかかわらず緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者と受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手に交付するものとする。
- 4 発注者及び受注者は、本契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

## 第2章 業務委託の範囲

### (業務委託の範囲)

第6条 発注者が受注者に業務委託する範囲は、本契約に基づき、運転管理業務の期間において、周南市リサイクルプラザ（以下「本件施設」という。）の運転管理業務（以下「運転管理業務」という。）とする。運転管理業務の範囲は、別紙1に記載する範囲とする。

### (運転管理業務委託の期間)

第7条 運転管理業務委託の期間は、契約締結日から令和18年3月31日までとする。

- 2 業務委託契約締結日から令和8年4月1日（運転業務開始日）の前日までの期間は本件施設の既存の運転事業者から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間とし、受注者は、本契約等に従い、本件施設の人員の確保及び教育、訓練等を実施するものとする。

## 第3章 本件施設の運転管理

### 第1節 総則

#### (善管注意義務)

第8条 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本契約及び受注者が作成する運転管理マニュアルに基づき、運転管理業務を行うものとする。

#### (関係法令の遵守)

第9条 受注者は、運転管理業務を実施するに当たり、別紙2に記載する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令（山口県及び周南市の条例、規則その他の規程を含む。以下「関係法令」という。）を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、関係法令を遵守しなかったことにより発注者に損害を与えたときは、合理的な範囲内でこれを賠償するものとする。

#### (監督官庁の許認可等)

第10条 受注者は、その責任において運転管理業務を実施するために必要な監督官庁の許可、認可等（以下「許認可等」という。）を、当該許認可等が必要となる事態が発生するまでに取得するものとする。発注者は、受注者が取得すべき当該許認可等の申請等について協力するものとする。

- 2 発注者は、本件施設を所有し、運転管理業務を管理して一般廃棄物の処理を行うために必要な許認可等があるときは、自らの費用において当該許認可等を取得するものとする。受注者は、発注者が取得すべき許認可等の申請等について協力するものとする。

#### (申立ての制限)

第11条 受注者は、(仮称)周南市リサイクルプラザ建設工事の発注仕様書のほか、本契約締結時に合理的に利用できる全ての情報及びデータを十分に検討した上で本契約を締結したことを確認するものとする。

2 受注者は、当該情報及びデータの未入手があったときにおいて、当該未入手を理由として運転管理業務の困難さ、又は運転管理業務に係る経費を適切に見積ることができなかつた旨を申し立てしないこととする。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が発注者の責めによる場合を除く。

3 受注者は、本契約締結時までに発注者から提供された情報及びデータの誤りによって、運転管理業務に係る経費を適切に見積もることができなかつたときは、発注者に対して経費の見直しを申し立てることができる。当該申立てを理由があると発注者が認めた場合、発注者は、受注者との協議の結果に従い、発注者及び受注者で合意した金額を受注者に対して支払うものとする。

(従事者)

第12条 受注者は、本件施設の運転管理業務を円滑に行うために必要な人員(以下「従事者」という。)を運転管理業務の期間の初日までに確保するものとする。

2 受注者は、従事者の氏名及び第4項に掲げる資格等を記した運転管理業務に係る組織図を作成し、第21条に規定する運転管理業務計画書に記載の上、発注者に提出するものとする。また、従事者の変更があったときは、発注者に速やかに報告しなければならない。

3 受注者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を総括責任者として選任し、発注者の承諾を受けなければならないものとする。総括責任者の職務は、次の各号に示すとおりとする。

(1) 本契約及び運転管理マニュアル等の内容の把握並びに従事者への指示及び監視

(2) 従事者の技能の向上を目的とする研修等の実施、従事者の安全管理及び衛生管理並びに事故の防止

(3) 発注者との連絡調整

(4) 従事者への報告、説明、指示の徹底

4 別紙3に記載する運転管理業務に必要な資格を有する従事者について、受注者は自ら又は第14条の規定に基づき当該有資格者を必要とする業務を委託する場合には委託先をして、運転管理業務開始に支障をきたすことなく確保する責任を負うものとする。

(施設の使用許可)

第13条 発注者は、運転管理業務の期間中、受注者に対して運転管理業務に必要な施設及び設備の使用を、関係法令及び本契約、要求水準書に従い、許可するものとする。

2 発注者は、前項に規定する運転管理業務に必要な施設及び設備を含める管理規定を受注者に提示し、受注者はこれを受注者の従事者に遵守させなければならない。

(再委託の禁止)

第14条 受注者は、運転管理業務の全部又は一部を第三者(以下「下請負人」という。)に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者は、関係法令又は本契約に反しない範囲において、事前に発注者の同意を得て、運転管理業務の一部を下請負人に委託し、請け負わせることができるものとする。なお、本項に基づき業務を受託し又は請け負った下請負人が、さらにその業務の一部をその他の第三者(以下、下請負人と総称して「下請負人等」という。)に委託し、又は請け負わせようとする場合も同様とする。

- 2 前項の規定による委託又は請負は、全て受注者の責任及び費用において行うものとし、下請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果を問わず、受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。
- 3 第1項の規定により業務を委託され又は請け負った下請負人等が、さらに第三者に業務を委託し、又は請け負わせた場合（順次行われる再委託、下請負も同様に扱われる。）、かかる第三者の使用も全て受注者の責任と費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果を問わず、受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。
- 4 発注者は、受注者が行う下請負人等に対する委託又は請負に関して、受注者に対して、当該委託又は請負に係る契約の条件その他の必要な事項の説明を求めることができる。

（物品及び役務の調達）

第15条 受注者は、運転管理業務に必要な物品及び役務を自らの責任と費用において調達するものとする。

- 2 予備品及び消耗品は発注者に帰属するものとする。受注者は、予備品及び消耗品の在庫を管理し、必要と判断した場合は自らの責任と費用において調達するものとする。また、受注者は、発注者の要求があった場合は、在庫量の報告を行うものとする。
- 3 発注者は、受注者が前2項の規定に基づき行う物品及び役務の調達について、協力するものとする。
- 4 工具類等は発注者に帰属するものとする。受注者は、発注者から貸与を受け、工具類等をその用法を守り適正に使用するものとする。受注者は、工具類等を本件業務委託の期間中に、適正な使用にもかかわらず、破損・減耗・消失等させた場合は、受注者の費用負担で補充するものとする。発注者から貸与された工具類等以外で、受注者が必要な場合については、受注者の費用負担にて、調達するものとする。

（新技術等への対応）

第16条 運転管理業務の期間中、著しい技術の更新や運転管理手法の革新等（以下「新技術等」という。）があった場合、発注者又は受注者は当該新技術等を導入することを提案することができるものとする。発注者又は受注者は、当該新技術等の導入が合理的と判断した場合、当該新技術等導入のための協議に応じるものとする。

- 2 前項に規定する新技術等の導入により、運転管理業務の作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減がもたらされる場合には、発注者と受注者は委託料の減額について協議するものとする。
- 3 第1項に規定する新技術等の導入等による改良工事等を行う場合、発注者と受注者は協議し、受注者は当該協議に基づき、改良工事等を行うものとする。
- 4 前項に規定する改良工事等に要する費用は、次の第1号に該当するものは発注者の負担、そのほかは受注者の負担とし、費用負担した方が所有権を有することとする。

ただし、第3号に該当する場合は、委託料の変更は行わないものとする。

- (1) 本件施設に導入された基幹的技術及び設備について新技術等の導入によりこれを更新するもので、設備装置機器の更新、改修、増設、新設等を伴う場合
- (2) 改良工事等を実施する目的が、受注者の技術開発に係る試験、調査及び実験にある場合
- (3) 改良工事等を実施する目的が、第1項によらず受注者の自らの業務の作業量の軽減、省力化又は効率化（使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減を含む。）にある場合

5 前項の規定にかかわらず本件施設に常勤する従事者の人員増減を伴うものについては、取扱いについて別途協議し定めるものとする。

(運転管理業務の期間中の立ち入り)

第17条 発注者は、運転管理業務の期間中、事前に受注者に対して書面又は口頭により通知を行い、合意を得た上で、いつでも本件施設に立ち入り、合理的な範囲で本件施設の運転又は作業状況等について受注者に説明を求めることができるものとし、受注者はこれに誠実に対応しなければならない。

2 前項につき発注者及び受注者に疑義が生じた場合、双方専門第三者機関（専門的知見を有するもの。以下同じ。）の意見を聴くことができるものとする。

3 発注者は、第1項で規定する立ち入り等を行う場合、受注者の行う業務に支障を及ぼさないように配慮するものとする。

(運転管理業務の監視等)

第18条 発注者は、事前に受注者に対して書面又は口頭により通知を行い、合意を得た上で、自らの負担により、本件施設の検査を行うことができるものとする。この場合、受注者は、発注者が委任する第三者の立ち会いを認めるものとする。受注者はこれに誠実に対応しなければならない。

2 発注者は、前項で規定する検査を行う場合、受注者の行う業務に支障を及ぼさないように配慮するものとする。

3 発注者は、検査によって得られた情報を自らの判断に基づいて、公開することができるものとし、事前に受注者に対してその旨通知するものとする。ただし、受注者のノウハウに係る情報で公表されていないものについては、法令等に基づき必要不可欠な場合を除き、事前に受注者の承諾を得るものとする。

4 発注者は、第1項に規定するほかにいつでも、任意に受注者に対して書面又は口頭により通知を行った上で、本件施設内を見回り、目視等の方法により受注者による運転管理業務の遂行を検査し、運転管理マニュアル及び運転管理業務計画書に反している事項について書面又は口頭により指摘事項の通知を行うことができるものとする。受注者は、発注者から指摘事項を通知された場合には、速やかにその対応策を発注者に報告しなければならない。

5 前項の場合において、受注者の対応策が発注者の指摘事項を満たしていないときは、発注者は、受注者と対応策を協議するものとする。発注者は受注者と合意の上で、運転管理業務のうち、指摘事項に係る部分を受注者の費用負担において第三者に委託することができるものとする。

(見学者への対応)

第19条 発注者は、本件施設への見学及び視察等について、引率及び説明等への対応を自ら行うものとする。受注者は、これに協力するものとし、これらが安全に実施できるように配慮しなければならない。

## 第2節 運転管理マニュアル等の作成及び報告

(運転管理マニュアル)

第20条 受注者は、運転管理業務を円滑に行うため、本件施設の運転管理の方法を定めた運転管理マニュアルを作成し、これに基づき、本件施設の運転管理を行うものとする。

2 受注者は、発注者が指定する運転管理業務開始予定日の14日前までに、運転管理マニュアル

を発注者に提出し、発注者の承諾を受けるものとする。

- 3 受注者は、運転管理業務の期間中、運転管理マニュアルを更新し、常に最新の運転管理マニュアルを保管し、また、運転管理マニュアルの更新の都度、その更新する部分について前項の規定を準用して発注者の承諾を受けるものとする。
- 4 発注者は、運転管理業務の期間の終了後又は本契約解除後においては、自ら運転管理マニュアルを使用、更新し、また、新たに本件施設の運転管理に当たる者に使用させ、更新させることができる。
- 5 発注者は、受注者の作成した運転管理マニュアルの内容について、受注者に説明を求めることができるものとする。

(運転管理業務計画書)

第21条 受注者は、運転管理業務の期間の終了までの運転管理業務計画書を作成し、発注者が指定する運転管理業務開始予定日の14日前までに、これを発注者に提出し、その承諾を受けるものとする。この場合、発注者は、運転管理業務計画書を確認するに当たり、受注者に対して運転管理業務計画書の補足、修正又は変更を求めることができるものとする。

- 2 発注者は、受注者の作成した運転管理業務計画書について、受注者に説明を求めることができるものとする。
- 3 発注者は、受注者の作成した運転管理業務計画書の内容が本契約の内容と一致していないとき、又は当該不一致について受注者の説明が十分でないと認めるときは、これを承諾しないことができるものとする。なお、本契約と運転管理業務計画書の内容に矛盾、齟齬等がある場合、本契約が優先するものとする。

(年次運転管理業務計画書)

第22条 受注者は、運転管理業務の期間における各業務年度において、翌業務年度における運転管理業務の計画内容を定めた年次運転管理業務計画書を発注者が指定する期日までに作成し、次項に従い、発注者の承諾を受けるものとする。

- 2 発注者は、第1項に定める各業務年度の年次運転管理業務計画書を承諾するに当たり、受注者に対して年次運転管理業務計画書の補足、修正又は変更を求めることができるものとする。また、発注者が年次運転管理業務計画書を承諾した後に、当該年次運転管理業務計画書を変更しようとするときは、受注者は、変更しようとする部分について発注者の承諾を受けるものとする。
- 3 第1項に定める各業務年度の年次運転管理業務計画書は、前条に規定する運転管理業務計画書の内容に適合していなければならない。
- 4 発注者は、受注者の作成した年次運転管理業務計画書について、受注者に説明を求めることができるものとする。
- 5 発注者は、受注者の作成した年次運転管理業務計画書の内容が本契約の内容と一致していないとき、又は当該不一致について受注者の説明が十分でないと認めるときは、これを承諾しないことができるものとする。なお、本契約と年次運転管理業務計画書の内容に矛盾、齟齬等がある場合、本契約が優先するものとする。
- 6 受注者は、年次運転管理業務計画書に基づき、毎業務年度の運転管理業務を実施するものとする。
- 7 受注者は、運転管理業務が本契約並びに発注者が承諾する運転管理業務計画書及び年次運転管理業務計画書の範囲内において、その裁量により、人員構成、資材の調達方法等を決めるこ

とができる。

(運転管理業務の期間中の日報、月報及び年報等)

第23条 受注者は、運転管理業務の状況、別紙4に記載する管理項目及び別紙5に記載する管理項目の達成状況等について、日報、月報及び年報等の報告書を作成し、発注者に提出するものとする。各報告書に記載する項目は、受注者が提案し、発注者がこれを承諾するものとする。受注者は、日報、月報及び年報については発注者が指定する期日までに提出するものとする。その他の報告書については、発注者が提出を求めた場合に速やかに発注者に提出するものとする。

2 発注者は、受注者の提出する前項の報告書について、指摘事項がある場合にはこれを付して受注者に返却するものとする。受注者は、指摘事項と共に報告書が返却された場合には、これに対する対応方法を添付した報告書を改めて発注者に提出し、発注者の承諾を受けるものとする。

3 受注者は、第1項に定めるもののほか、発注者から本件施設の機器点検、定期点検、修理、補修、更新等の維持管理のための作業の内容及びその他発注者が必要と認める情報等を求められたときは、速やかに発注者に提供しなければならない。この場合、情報等の提供に要する費用は、合理的範囲内において受注者の負担とする。

(記録の作成・保存)

第24条 受注者は、前条に規定する各報告書及びその他受注者が本契約に基づいて作成する書類について、運転管理業務の期間中、これを保存するものとする。

2 受注者は、運転管理業務の期間の終了後、速やかに前条に規定する報告書等を発注者へ引き渡すものとする。

### 第3節 本件施設の運転業務

(本件施設の運転)

第25条 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本契約、運転管理業務計画書、年次運転管理業務計画書及び運転管理マニュアルに従い、本件施設の運転業務を実施するものとする。

2 受注者は、本件施設が別紙4及びに別紙5に記載する各管理項目並びに別紙6に記載する運転に関する要件等の本契約に記載する各種の要件を満たし、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等の公害発生を防止するとともに、良好な環境を保全するよう適正に本件施設の運転業務を行わなければならない。

3 受注者は、一般廃棄物の処理業務を滞ることなく遂行できるよう、本件施設の運転業務を実施し、その機能を維持するために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、別紙7に記載する計画処理量及び計画性状に基づき、本件施設の運転業務を実施するものとする。

(運転時間等)

第26条 本件施設の運転時間は、5時間を原則とする。年間の運転日数については、搬入ごみを受入れる必要があるため、年間245日以上を原則とする。

2 第12条第4項に規定する資格を有する従事者の勤務形態、運転員等の交替制等については、受注者の判断により決定するものとし、変更があった場合は速やかに発注者に報告するものと

する。

(燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、ビン類・缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、その他プラスチック類、可燃性粗大ごみ又は処理困難物の搬入)

第27条 発注者は、燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、ビン類・缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、その他プラスチック類、可燃性粗大ごみ又は処理困難物（以下「搬入ごみ」という。）を、本件施設へ搬入するものとする。

2 発注者が指定した受入場所への搬入ごみの搬入は、発注者の責任と費用で行う。

(本件施設における処理不適物の取扱い)

第28条 受注者は、搬入された搬入ごみについて、運転管理業務計画書及び年次運転管理業務計画書で定める処理不適物混入検査（以下「不適物検査」という。）を自らの責任と費用で行うものとする。受注者は、不適物検査により、本件施設で処理を行うことが困難又は不相当とされる処理不適物については、搬入された搬入ごみから排除するよう努めるものとする。

2 受注者は、本件施設で排除された処理不適物のうち、本件施設で処理することが可能なものについては、本件施設において処理を行わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により排除した処理不適物を自らの責任と費用で、発注者が指定する本件施設内の保管場所に保管するものとする。

4 発注者は、前項により保管された処理不適物を、自らの責任と費用により埋立処分場まで搬出して、埋立処分するものとする。

5 受注者が、本件施設搬入ごみに処理不適物が混入していたことによって本件施設に故障等が生じたこと・当該処理不適物の排除につき第1項に定める不適物検査を適正に行ったこと及びプラットホーム及び手選別コンベヤで処理不適物除去を十分行ったことを明らかにしたときは当該故障等の修理のために要した費用の負担は発注者とする。

6 第1項で規定する処理不適物とは、別紙8に記載する処理不適物及び受注者が、本件施設での処理が困難又は不相当である旨の申立てを行い、発注者がこれを承諾した処理不適物とする（次項において同じ。）

7 発注者は、広報及び啓発活動を行うことにより、本件施設搬入ごみへの処理不適物の混入を未然に防止するように努めるものとする。

(処理不適物除去の水準)

第29条 受注者は、別紙15に記載する発火検知頻度が達成されていないことが判明した場合には、別紙15の規定に従うこと。

(搬入ごみの受入れ)

第30条 受注者は、本件施設のごみピット及び貯留ヤード等の受入設備において、搬入ごみを受け入れるものとする。

2 受注者は、本件施設の受入設備での受入れ可能な量を超える搬入ごみが搬入された場合（第46条に規定する場合を除く。）、発注者にその旨報告するものとする。

3 前項に規定する受入れ可能な量を超える搬入ごみが搬入されたときは、発注者は受注者と協議の上、発注者の責任においてこれを保管等の代替措置を講じるものとし、本件施設において受入れ可能となるのを待つものとする。受注者はこれに協力するものとする。

4 前項に規定する搬入ごみの保管等に要する費用は、その原因が全て発注者の責めに帰すべき事由（処理不適物の混入が原因の場合においては、受注者が本件施設搬入ごみに処理不適物が混入していたことによって本件施設に故障等が生じたこと及び当該処理不適物の排除につき前条第1項に定める不適物検査を適正に行ったこと並びに受注者が第8条に規定する善管注意義務をもって運転管理業務を行ったことを明らかにした場合のみ、発注者の責に帰すべき事由とする。以下同じ。）又は不可抗力によるものであることが明白な場合を除き、受注者が一時的に全額負担するものとする。当該費用の最終的な負担については、その原因が発注者の責めに帰すべき事由又は不可抗力によるものであることを受注者が明らかにした場合、その割合に応じて発注者が負担するものとし、それ以外の場合、受注者が負担するものとする。

5 受注者は、発注者が許可する者以外の者から搬入ごみを受け入れてはならない。

（搬入ごみの処理）

第31条 受注者は、発注者が搬入する搬入ごみを受け入れ、その処理を行うものとする。

（本件施設における資源化物の取扱い）

第32条 本件施設から回収される資源化物については、受注者が自らの責任と費用において、別紙4に記載する基準に従いこれを処理し、発注者が指定する貯留場所に一時保管するものとする。

2 前項の規定により保管された資源化物が運転管理マニュアルで定める一定容量に達したとき、受注者は発注者の指定する引取業者への引き渡しをするものとする。

（本件施設における破碎物の処理）

第33条 本件施設において搬入ごみから回収される可燃性残渣（成形品）については、発注者が指定する貯留場所に一時保管し、運転管理マニュアルで定める一定容量に達したとき、受注者は発注者に報告する。発注者は、自らの責任と費用において、本件施設外へ搬出するものとする。

2 本件施設において搬入ごみから回収される不燃性残渣については、発注者が指定する貯留場所に一時保管し、運営管理マニュアルで定める一定容量に達したとき、受注者は発注者に報告する。発注者は、自らの責任と費用において、本件施設外及び埋立処分場へ搬出するものとする。

（搬出物の管理）

第34条 資源化物及び可燃性残渣（梱包物含む。）、不燃性残渣、処理不適物の搬出は発注者の責任と費用で搬出するものとする。ただし、場内ヤード等への貯留作業・施設外搬出時の運送担当事業者への連絡調整及びトラックへの積込みは、受注者が行う。

（処理対象物の量）

第35条 本件施設に搬入される処理対象物の量が別紙7に規定する量から大幅に乖離し、将来もこの傾向が継続すると見込まれる場合には、発注者と受注者は委託料の見直しについて協議し定めるものとする。

（処理対象物の性状）

第36条 受注者は、次項に規定する場合を除き、処理対象物の性状の変動を原因とする委託料の見直しその他費用の負担を発注者に請求することはできない。

2 本件施設に搬入される処理対象物の性状が別紙7に規定する性状から大幅に乖離し、将来も

この傾向が継続すると見込まれる場合には、発注者と受注者は委託料の見直しについて協議し定めるものとする。

#### 第4章 本件施設の維持管理、補修及び更新業務

(本件施設の維持管理)

第37条 受注者は、本件施設が別紙4及び別紙5に記載する各管理項目並びに別紙6に記載する運転に関する要件等の本契約に記載する各種の要件を満たすよう、善良なる管理者の注意義務をもって、本契約、運転管理業務計画書、年次運転管理業務計画書及び運転管理マニュアルに従って、本件施設の維持管理を行わなければならない。

(本件施設の各設備の点検・補修又は更新)

第38条 受注者は、運転管理業務の期間中、運転管理業務計画書及び年次運転管理業務計画書に従って、本件施設の各設備の点検・補修又は更新を行うものとする。この場合、受注者は、点検・補修又は更新の工事開始の30日前までに、発注者に対して点検・補修又は更新の工事後の試運転及び確認試験の要領を添えた点検・補修計画書又は維持管理計画書を提出し、発注者の承諾を受けるものとする。ただし、受注者は、第30条に規定する搬入ごみの受入れができなくなる点検・補修又は更新については、工事を開始する60日前までに当該計画書を発注者に提出し、その承諾を受けるものとする。なお、発注者は当該計画書を承諾するに当たり、受注者に対して当該計画書の補足、修正又は変更を求めることができるものとする。

2 受注者は、前項の規定により発注者の承諾を受けた点検・補修計画書又は維持管理計画書に基づき、当該設備の点検・補修又は更新工事を行うものとする。

3 発注者又は受注者が必要と認めた場合、発注者と受注者は合意の上、第1項に定める点検・補修計画書又は維持管理計画書を変更することができる。この場合、別に定めがある場合を除き、委託料の固定費を増額するものではない。

4 受注者は、当該点検・補修又は更新工事が終了したとき、第1項の規定による工事後の試運転及び確認試験の要領に基づき、試運転及び確認試験を行い、発注者の確認を受けるものとする。

5 本条に定める点検・補修又は更新に要する全ての費用は、委託料に含まれるものとする。なお、別に定めがある場合を除き、第1項に規定する当該点検・補修計画書又は維持管理計画書の補足、修正又は変更によって、発注者が受注者に支払う委託料の固定費を増額するものではない。

(機能維持のための検査)

第39条 受注者は、自らの費用において、運転管理マニュアル及び運転管理業務計画書並びに年次運転管理業務計画書に基づき、本件施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、機能検査を毎年1回以上行うものとする。

2 受注者は、自らの費用において、おおむね3年に1回、運転管理マニュアル及び運転管理業務計画書並びに年次運転管理業務計画書に基づき、本件施設の機能状況、耐用の度合等について、発注者と協議の上、第三者機関に委託して、精密機能検査を行うものとする。

3 受注者は、第1項に規定する機能検査及び前項に規定する精密機能検査の結果について、当該検査後、速やかにその結果を発注者に報告しなければならない。

4 第1項に規定する機能検査及び第2項に規定する精密機能検査の結果、本件施設の機能状況、耐用の度合等が第21条第1項に規定する運転管理業務計画書及び第22条第1項に規定する

年次運転管理業務計画書において計画していたものと比較して悪化していた場合、発注者と受注者は協議の上、設備の点検・補修計画書又は維持管理計画書を変更することができる。この場合、発注者が受注者に支払う委託料の固定費を増額するものではない。ただし、悪化の原因が発注者の責めに帰すべき事由による場合又は不可抗力による場合は、この限りではない。

## 第5章 環境対策等

(本件施設に係る環境計測等)

第40条 受注者は、運転管理業務の期間中、自らの負担において、別紙9に記載する計測管理を実施するものとする。ただし、当該計測管理を専門第三者機関（専門的知見を有する者を含む。以下同じ。）に委託することができるものとする。

2 受注者は、別紙9に記載する各種の管理項目について、別紙9に記載する計測頻度により前項の計測を行うものとする。受注者は、計測予定日14日前までに、前項に規定する計測管理の実施計画書を発注者に提出し、その確認を受けるものとする。発注者は受注者に対して、当該計画書の補足、修正又は変更を求めることができるものとする。

3 受注者は、別紙10に記載する監視強化レベルと停止レベルを超えたとき若しくは発注者が計測結果について請求を行ったときは、第23条に規定する報告書の記載の有無にかかわらず、速やかに当該計測管理の結果を添えて発注者に報告するものとする。

4 発注者は、第1項に規定する計測管理とは別に、本件施設の計測管理を行うことができる。この場合の費用は、発注者の負担とする。また、発注者は、計測管理を行う場合、事前に受注者にその旨通知を行い合意を得た上で、受注者が実施する運転管理業務に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。受注者は、発注者の指示に従い、計測に協力するものとする。

5 受注者は、別紙4に記載する純度、回収率、個別基準を達成されないことが判明した場合には、別紙14の規定に従うものとする。

(環境リスクマネジメント)

第41条 前条に規定する受注者又は発注者が行う本件施設における計測管理の結果、本件施設の事態状況が別紙10に記載する異常事態に当たることが明らかになった場合又はその懸念があると判断される場合、発注者及び受注者は、次項から第4項に従い、環境リスクマネジメントを行うものとする。

2 別紙10に記載する監視強化レベルを超えた場合、受注者は、別紙9に記載する計測頻度を増加するものとし、計測頻度の増加の詳細は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。この場合、発注者及び受注者はそれぞれ自らの費用で専門第三者機関の助言を受けることができるものとする。なお、計測頻度の増加に係る追加費用の負担については、第30条第4項を準用する。

3 別紙10に記載する停止レベルを超えた場合、受注者は、別紙10に記載する判定方法に基づき、本件施設の運転を速やかに停止するものとする。

4 発注者は、計測項目の測定値が監視強化レベルに近い値を示し、基準値を超える懸念があるものと発注者と受注者の協議により合理的に判断された場合、受注者に計測頻度の増加を実施させることとし、その詳細は、測定値に応じて、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。この場合、発注者及び受注者はそれぞれ自らの費用で、専門第三者機関の助言を受けることができるものとする。なお、計測頻度の増加に係る追加費用の負担については、第30条

第4項を準用する。

- 5 受注者は、第2項の規定により本件施設の運転を監視強化した場合及び第3項の規定により停止した場合、次条の規定により本件施設の正常な運転状態への復帰又は本件施設の復旧を行うものとする。

## 第6章 異常事態への対応

### 第1節 本件施設の異常事態への対応

(異常事態への対応)

第42条 受注者は、本件施設が異常事態に至ったときは、その原因と責任の解明を行うものとする。この場合、受注者は自らの費用で専門第三者機関の助言を受けることができるものとする。

また、発注者も異常事態に陥った原因とその責任の解明を行うことができるものとし、自らの費用で専門第三者機関の助言を受けることができるものとする。

- 2 受注者は、前項に規定する解明を行った場合、その解明の状況について、逐次発注者に報告するものとする。
- 3 受注者は、第1項に規定する解明等に基づき、本件施設の補修、改善等（以下「補修等」という。）の要否及び補修等の方法などについて発注者に報告するものとする。この場合において、補修等が必要なときは、受注者は、復旧のための性能試験の方法等を定めた書面を添えて補修計画書、改善計画書等（以下「補修計画書等」という。）を発注者に提出し、その承諾を受けるものとする。この場合、発注者は補修計画書等を承諾するに当たり、受注者に対して補修計画書等の補足、修正又は変更を求めることができるものとする。
- 4 受注者は、前項に規定する補修計画書等により、本件施設が正常に運転可能な状態を維持するよう補修等を行うものとする。発注者は、受注者による補修等が行われた場合、補修等の状況を確認し、本件施設が正常に運転可能な状態を維持できないと判断したときは、受注者に対して更に補修等を行うことを求めることができるものとする。
- 5 受注者は、第4項に規定する補修等が終了したときは、第3項に規定する性能試験を開始し、発注者に運転データの確認を求めるものとする。運転が停止された場合においては、発注者が本件施設の性能回復を確認した後に、受注者は、本件施設の運転を再開することができるものとする。なお、当該回復に際して、発注者及び受注者はそれぞれ自らの費用で専門第三者機関の助言を受けることができるものとする。
- 6 第4項の補修等に要する費用の負担については、第30条第4項を準用する。

(調査委員会の設置)

第43条 受注者が第41条第1項に規定する環境リスクマネジメントを行った場合、発注者は、必要に応じて、原因究明のための調査委員会を設置し、異常事態の発生の原因解明のために必要な情報の収集調査及び分析、対応方法並びに異常事態の発生の帰責者、帰責割合、支払額、支払方法等について、答申を求めることができるものとする。

- 2 前項に規定する調査委員会は、専門的知見を有する者、第三者機関等で構成する。
- 3 第1項の調査委員会の設置に要する費用については、発注者が一時的に全額負担するものとする。当該費用の最終的な負担については、第30条第4項を準用する。

(停止期間中の搬入ごみの処理)

第44条 第41条第3項に従い運転を停止したとき、搬入ごみは、次の各号のとおり処理するものとする。

- (1) 本件施設の受入設備において受入れ可能な場合、受注者は、受入れ可能な量に達するまでこれを受入れるものとする。
- (2) 前号の受入れ可能な量を超えた場合、発注者は受注者と協議の上、発注者の責任においてこれを保管又は処理するものとする。受注者は、これに協力するものとする。
- (3) 受注者は、本件施設が運転を再開した場合、当該搬入ごみを本件施設において処理するものとする。

2 前項に規定する運転を停止したときの受入れが不可能となった搬入ごみの保管、処理に要する費用については、第30条第4項を準用する。

3 異常事態の発生の原因が発注者の責めに帰すべき事由又は不可抗力によるものであることを受注者が明らかにした場合、発注者は受注者に対して、運転停止により搬入ごみの処理が停止した期間分に相当する本件施設の運転管理に係る固定費から、運転停止により受注者が支払いを免れた費用を控除した額の支払いを継続するものとし、それ以外の場合、発注者は受注者に対して、本件施設の運転管理に係る固定費のうち、運転停止により本件施設搬入ごみの処理が停止した期間分に相当する額については支払わないものとする。

(事故防止等臨機の措置)

第45条 事故防止等臨機の措置については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、事故防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、緊急やむを得ない事情があるときを除き、あらかじめ発注者の意見を聴くものとする。
- (2) 受注者は、前項に規定する臨機の措置の内容を、発注者に速やかに報告するものとする。
- (3) 発注者は、事故防止等のため特に必要があると認めるときは、受注者に対して、臨機の措置をとることを求めることができるものとする。
- (4) 前各号の臨機の措置に要する費用は、受注者が全額負担するものとする。ただし、自らの責めに帰すべき事由により臨機の措置が必要になったもの、及び本件施設と同種の施設の運転において通常予測できる理由により臨機の措置をとったもの以外の理由により臨機の措置がとられたことを受注者が明らかにした場合の費用は、発注者が負担するものとする。

## 第2節 計画外の運転停止への対応

(計画外の運転停止への対応)

第46条 異常事態の発生以外の事由による計画外の運転停止への対応は、第42条から第44条までに規定する対応について、「異常事態」を「計画外の運転停止」と読み替えて準用する。

## 第7章 発注者による運転管理業務の実施状況の確認

### (実施状況の確認)

第47条 発注者は、自らの費用において、受注者から提供される運転管理業務の水準を確保するため、運転管理業務について、業務実施状況の確認を行う。受注者は、発注者が行う業務実施状況の確認について、発注者の要請に応じて合理的な協力を行う。業務実施状況の確認の要領は、別紙17のとおりとする。

## 第8章 委託料の支払い

### (委託料の支払い)

第48条 発注者は、受注者に対して、運転管理業務委託の期間中、次条から第52条までの規定により運転管理業務の対価として委託料を支払うものとする。

### (委託料の内訳等)

第49条 委託料は、別紙11に記載する委託料の内訳から算出される固定費と変動費の合計額とし、別表2に記載する年次別運転管理業務経費の積算結果により支払うものとする。

- 2 受注者は、前項に規定する委託料が本契約上の受注者の全ての義務及び責任に対する対価として適正なものであることを確認するものとする。
- 3 運転管理業務委託の開始日が、発注者の責めに帰すべき事由又は不可抗力によって運転管理業務委託の開始予定日より遅延した場合には、発注者と受注者は、別紙11に記載する人件費のうち、遅延した期間における人件費相当額の支払いについて協議するものとする。

### (支払方法)

第50条 前条第1項に規定する委託料は、別紙12に記載する支払方法により支払われるものとする。

- 2 発注者は、委託料の支払対象期間における受注者の履行の全部が確認できるまで、当該対象期間内の委託料の全てを支払わない。
- 3 受注者は、別紙12に記載する履行の確認方法により委託料の支払対象期間内の履行について、発注者の確認を受けるものとする。
- 4 受注者は、前項に規定する発注者の確認を受けたときは、委託料の支払いを請求することができる。
- 5 発注者は、前項に規定する受注者の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 6 発注者は、委託料の支払が遅延したときは、支払うべき額について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第14条に基づき同法第8条に規定する利率を適用して得た額を遅延損害金として支払うものとする。

### (物価上昇率等の変動要素を委託料に組み込む方法)

第51条 運転管理業務の期間中、物価上昇率等の変動要素を第48条に規定する委託料に組み込むものとする。委託料に組み込む方法については、運転管理業務の期間中の毎業務年度、別紙11に記載する固定費及び変動費の原単位を別紙13に記載する方法により算定し直すものとする。

2 前項に規定する委託料の見直しは毎年10月に実施する。見直し後の固定費及び変動費は、翌年4月から適用するものとする。

(予想外の変動要素による見直し)

第52条 前条第1項に規定する固定費及び変動費の算定根拠である変動費原単位について、考慮されていない予想外の変動要素が発生し、あるいは算出式の前提条件と大幅に異なる事態が発生した等の場合には、発注者と受注者は速やかに協議を行い、算出式の見直しを検討するものとする。当該協議は、発注者又は受注者からの申込みにより実施されるものとし、発注者又は受注者からの申込みを受けた場合、相手方の受注者又は発注者は誠意をもって協議に応じるものとする。

2 前項の場合のほか、ごみ処理体系に関する施策の根本的な変更等を要する事態が生じた場合、発注者と受注者は速やかに、委託料の積算方式である固定費及び変動費の算定根拠である変動費原単位の算定方法、支払条件等について見直しのための協議を行うものとする。当該協議において、委託料の変更が必要な場合には、まず発注者と受注者がその積算方法について合意するものとし、合意された積算方法に基づいて委託料の増額又は減額が相当と発注者と受注者双方が認める場合には、委託料の増額又は減額を委託料に反映させるよう改めて協議を行うものとする。

(委託料の取扱い)

第53条 委託料の額は、本契約に別に定めがある場合を除き、受注者が現に支出した運転管理費、維持管理費、補修・更新費等の額が、委託料の前提となった年次運転管理業務計画書に掲げる運転管理費、計画維持管理費、計画補修・計画更新費等と異なった場合であっても、これを変更しないものとする。

(租税)

第54条 委託料には租税費用（委託料にかかる消費税7.8%及び地方消費税2.2%）が含まれるものとする。

(契約保証金)

第55条 周南市契約事務規則第48条第3項第8号により免除とする。

## 第9章 知的財産権

(特許等)

第56条 受注者は、運転管理業務を実施するために必要な特許等の自由な使用に関する権利を、発注者が提供する以外のものについて、自らの責任により取得するものとする。

2 受注者は、委託料には前項の特許等の取得の対価及び第4項の規定に基づく成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。

3 発注者が、本契約に基づいて受注者に提供した情報又は書類及び図面等の著作権は、発注者に留保されるものとする。ただし、図面等において発注者が著作権を有しないものを除くものとする。

4 受注者が、本契約に基づいて作成した図面又は運転管理マニュアル等の成果物の著作権及びその他の知的財産権は、全て受注者に属するものとする。ただし、発注者は、運転管理業務に必要な限度で、当該成果物を利用（運転管理業務に必要な複製、公開、改変又は新たに運転管

理事業者を選定する場合における入札図書の一部としての第三者への開示を含む。) できるものとする。なお、発注者は、かかる成果物を第三者へ開示する場合、事前に受注者の承諾を得るものとする。ただし、運転管理業務の期間の終了後又は本契約解除後に新たに運転管理事業者を選定し、運転を委託する場合における運転管理事業者選定に係る図書の一部としての第三者への開示及び新たに運転を委託する運転管理事業者への開示については受注者の承諾を要しない。

5 運転管理業務の期間が終了した場合、引き続いて本件施設を発注者が運転するために必要なライセンス、情報、書面、図面、運転管理マニュアル等の使用権は、発注者に属するものとする。

(特許権侵害等)

第57条 受注者は、運転管理業務の実施に関し、第三者の特許権等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づき、発注者が運転管理業務を行うに際して、第三者から提起された特許権等の侵害の主張あるいは法的手続に関して、発注者を防禦し、発注者の被った損害又は発注者が支払った費用その他の金額（発注者の支払った弁護士費用を含む。）を、全て補償するものとする。この場合、発注者は、自らの被る損害又は費用を最小限にするよう努めるものとする。

3 発注者は、前項に係る特許権等の侵害の主張あるいは法的手続に関する第三者の通知又は裁判上の催告、権利主張等を受領したときは、当該第三者の権利主張の内容を受注者に通知するものとする。

(秘密保持義務)

第58条 発注者及び受注者は、本契約上の業務に関する機密情報を第三者に漏洩してはならず、また、機密情報を本契約の履行以外の目的には使用しないものとする。ただし、発注者及び受注者は、それぞれの業務遂行上必要な請負業者、代理人又はコンサルタントに対しては、秘密保持契約を締結した上で、機密情報を開示できる。なお、法令等により機密情報の開示が求められるとき、相手方の同意があるとき又は法令上守秘義務を負うものに対する情報開示はこの限りではない。

## 第10章 危険の負担等

(受注者の注意義務)

第59条 受注者は、発注者が所有権を有する本件施設及び同施設に存する資材、建造物（ただし、本件業務に係る諸室及び工場部分に限る。）及びその他一切の搬入物の保存及び保管（ただし、本件施設や関連業務に関連するものに限る。）について責任を負うものとする。

(苦情等への対応及び解決)

第60条 発注者は、運転管理業務に関する住民等の苦情、賠償請求、差止仮処分申立等については、地方公共団体として果たすべき責任において、これらの対応及び解決を図るものとする。

2 受注者は、発注者が前項の規定に基づいて行う対応及び解決について、協力するものとする。

(財物の滅失、毀損、人身傷害及び補償)

第61条 受注者は、運転管理業務に関して、受注者の故意又は過失若しくは受注者の責めに帰すべき事由による本契約の不遵守によって、発注者又は第三者に対して損害を生じさせたとき

は、これを全て賠償するものとする。

- 2 受注者は、運転管理業務に関して、発注者が第三者から国家賠償法（昭和22年10月27日法127号）による損害賠償の請求を受けた場合、受注者に当該業務について帰責事由が認められるときは、発注者の被った損害又は発注者が支払った費用その他の金額（発注者の支払った弁護士費用を含む。）を、発注者の請求に基づき直ちに全て補償するものとする。この場合において、発注者は、発注者の被る損害又は費用を最小限にするよう努めるものとする。
- 3 発注者は、発注者が本件施設の停止、本契約で規定された性能を満たさない運転等の性能低下により法令等又は発注者が当事者である契約に従って、第三者に対して損害賠償、違約金等を負担する場合において、受注者に当該業務について帰責事由が認められるときは、受注者は、発注者の被った損害又は発注者が支払った費用その他の金額（発注者の支払った弁護士費用を含む。）を、発注者の請求に基づき直ちに全て補償するものとする。この場合において、発注者は、発注者の被る損害又は費用を最小限にするよう努めるものとする。
- 4 発注者は、発注者の故意若しくは過失又は法令違反等若しくは発注者の責めに帰すべき事由による本契約の不遵守によって、受注者又は第三者に損害を生じさせたときは、これを全て賠償するものとする。

（本件施設及びその備品に関する責任）

第62条 受注者は、発注者の責めに帰すべき場合（本件施設の設計及び施工の瑕疵に起因する場合を含む。）及び本契約に別段の定めのある場合を除き、原則として、運転管理業務に関連した本件施設及び本件施設の備品の損傷及び不具合に対応する一切の責任を負い、これに関連して発生した損害等について、発注者に対して、名目の如何を問わずいかなる金銭支払請求権も有しないことを確認する。なお、不可効力により発生した損害等については、第65条の規定に従うものとする。

（保険）

- 第63条 受注者は、運転業務委託の開始予定日の前日までに、自らの費用において運転にかかわる賠償責任保険（第三者損害賠償保険等）、自動車保険及び火災保険に加入するものとする。
- 2 受注者は、前項に定める保険に加入後、速やかに保険証書の写しを発注者に提出するものとする。
  - 3 受注者は、第1項の規定による保険請求事務を行うものとし、発注者は必要な支援を行うものとする。
  - 4 発注者は、本件施設の所有者として保険に加入する場合、保険請求事務を行うものとし、受注者は必要な支援を行うものとする。

（法令等変更）

- 第64条 発注者は、本契約締結後に法令等変更（税制に関するものを含む。）が行われ追加費用が生じたときは、これを負担するものとする。ただし、発注者と受注者は当該追加費用に係る運転管理業務の内容等の変更について協議するものとし、協議が整わないときは、発注者は本契約を解除することができるものとする。発注者は、本契約の解除に伴い受注者に発生する費用のうち、受注者と協議の上、やむを得ないものと認めるものについて補償するものとし、解除の精算金として支払う。
- 2 前項に規定する法令等変更は、運転管理業務に直接関係する法令以外の法令及び本契約締結時に既に予見された法令等変更については適用せず、当該法令等変更起因する追加費用は受注者の負担とする。

(不可抗力)

第65条 発注者又は受注者のいずれかが不可抗力により本契約の履行ができなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。当該通知を行った当事者は、通知日以降において当該不可抗力の事由が止み、本契約の履行の続行が可能となるときまで、本契約上の履行期日における履行義務（既に履行済の金銭債権の履行義務を除く。）を免れるものとし、相手方についても同様とする。ただし、発注者は、受注者に対し固定費から、運転停止により受注者が支払を免れた費用を控除した額を支払うものとし、本契約の各当事者は、当該不可抗力により本契約の相手方に発生する損害を最小限にするよう努めるものとする。

2 前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で発注者と受注者の協議を行い、不可抗力の判定並びに本契約の変更、費用負担その他必要な対応措置を決定するものとする。

3 前項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約の変更、費用負担その他必要な対応措置についての合意が成立しない場合、発注者は、不可抗力に対する合理的な対応方法を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合の費用負担は、別紙16に記載する費用分担によるものとする。

なお、協議が整わないときは、発注者は、本契約を解除することができるものとする。この場合、発注者は、本契約の解除に伴い受注者に発生する費用のうち、受注者と協議の上、やむを得ないものと認めるものについて補償するものとし、解除の精算金として支払う。

## 第11章 契約の終了

(契約期間終了時の引渡し条件)

第66条 受注者は、本件施設が、契約期間終了時の日において、引続き5年間、別紙5に記載する管理項目をはじめとする環境要件を満たしながら本件施設を運転管理できる状態にして、本件施設を受注者に引渡すものとする。受注者は、契約期間終了後の5年間に、大規模改修箇所を除き、別紙5に記載する管理項目をはじめとする環境要件を満たしながら本件施設を運転管理できる状態で運転できないことが明らかとなった場合には、発注者は受注者にこれを通知するものとし、受注者は自らの費用により設備の改修等を行うこと。受注者に代わり発注者が未達に起因した設備の改修等を実施した場合、受注者はその経費を要填補額として発注者に支払うこと。なお、大規模改修箇所は、発注者と受注者により方針を決定するものとする。また、必要に応じて、速やかに、新たに本件施設の運転管理業務又は委託業務に従事する者に対して運転員の教育及び訓練を行い、受注者が本件業務に活用した要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な最小限度の協力を行うものとする。

## 第12章 契約の解除

(契約の解除)

第67条 発注者は、必要と認めるときは、6箇月前に受注者に通知することにより、本契約を解除することができるものとする。この場合、発注者は、受注者の被る損失（逸失利益を含む。）を補償するものとする。

2 発注者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し催告することなく、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者がその責めに帰すべき事由により本契約の同一内容の違反を繰り返したとき。
  - (2) 受注者が業務を放棄したと認められるとき。
  - (3) 受注者が本契約の解除を申し出たとき。(ただし、第6項による解除を除く。)
  - (4) 受注者が破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算のいずれかの手続について、その取締役会で当該申立等を決議したとき、あるいはその申立等がされたとき、又は支払不能若しくは支払停止となったとき。
  - (5) 受注者の役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が受注者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (7) 受注者の役員等が自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (8) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (9) 受注者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (10) 受注者が、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第5号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (11) 受注者が、第5号から第9号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(10号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
  - (12) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の排除措置命令を受け、かつ、同条第6項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
  - (13) 受注者が、独占禁止法第50条第1項の納付命令を受け、かつ、同条第4項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
  - (14) 受注者が独占禁止法第52条第4項の規定により審判請求を取り下げたとき。
  - (15) 受注者が独占禁止法第66条第1項から第3項までに規定する審決(同条第3項の規定により原処分全部を取り消すものを除く。)を受け、かつ、当該審決の取り消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
  - (16) 受注者が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取り消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
  - (17) 受注者又はその使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。
- 3 発注者は、次に該当するときは、30日前までに、受注者に対し履行を催告し、催告期間内に改善されないときは、受注者に通知して本契約を解除することができるものとする。
- (1) 受注者が、第63条第1項に規定する保険契約締結の日の翌日から起算して30日以内に、

保険契約を締結しないとき、又はこれを維持しないとき。ただし、発注者は、受注者が加入すべき保険が必要とされないと合理的に判断される場合においては、当該保険に係る契約の締結を請求しないものとし、委託料から保険料相当額を減額する。

- 4 発注者は、本件施設の運転が停止状態に陥った場合においては、受注者に対して運転再開までに60日の猶予期間を与えるものとし、当該猶予期間内に受注者が運転停止状態から回復できなかったときは、本契約を解除することができるものとする。ただし、発注者は、本件施設の運転が停止状態に陥った場合において、受注者が再び運転管理業務を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるときは、猶予期間を与えることなく、本契約を解除することができるものとする。
- 5 発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由により本契約に違反したとき（第2項及び第3項の場合を除く。）は、受注者に対して60日以上期間を定めて履行を催告し、催告期間内に改善されないときは、受注者に通知して本契約を解除することができるものとする。
- 6 発注者が、本契約に基づく債務の履行を行わない事態が60日間継続したときは、受注者は、発注者に対し通知して本契約を解除し、受注者の被る損害（逸失利益を含む。）について発注者に損害賠償を請求できるものとする。
- 7 受注者は、第1項又は前項の規定に基づき本契約の全部を解除され、又は解除したときは、本件施設を現状のまま発注者に返還するものとする。ただし、発注者が求める場合、受注者は、本件施設を定格処理量及び別紙4又は別紙5に記載する目標値、基準値等を保持し、かつ、継続して運転可能な状態（以下「継続して運転可能な状態」という。）にして、発注者に返還するものとし、この場合において要する費用は全て発注者の負担とする。また、発注者が求める場合、速やかに、新たに本件施設の運転に当たる者に対して運転員の教育及び訓練を行うものとし、この場合において要する費用についても、全て発注者の負担とする。なお、受注者は、発注者に対して、受注者の責任と費用において、受注者が運転管理業務に活用した要領又は申し送り事項その他の資料を提供するほか、運転管理業務の引継ぎに必要な最小限度の協力を行うものとする。
- 8 受注者は、第2項又は第3項若しくは第5項の規定に基づき本契約を解除されたときは、自らの負担において、本件施設を継続して使用可能な状態にして、発注者に返還するものとし、また、必要に応じて、速やかに、新たに本件施設の運転に当たる者に対して運転員の教育及び訓練を行い、受注者が運転管理業務に活用した要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な最小限度の協力を行うものとする。
- 9 受注者は、第4項の規定により本契約を解除されたときは、運転停止の原因の全部又は一部が発注者の責めに帰すべき事由によるものである場合、発注者は、その責任の割合に応じて受注者の被る損害（逸失利益を含む。）を補償するものとする。運転停止の原因が不可抗力によるものであることを受注者が明らかにした場合には、発注者は、受注者と協議の上、本契約の解除に伴って受注者に発生する費用のうち、やむを得ないものと認めるものについて補償するものとし、解除の精算金として支払う。この場合において、第7項の規定を準用する。それ以外の場合においては、前項の規定を準用する。
- 10 第64条第1項又は第65条第3項の規定に基づき本契約を解除する場合は第7項の規定を準用する。

（違約金）

第68条 発注者は、前条第2項、第3項、第4項（運転停止の原因が受注者の責めに帰すべか

らざる事由によるものである場合を除く。)及び第5項の各規定に基づき本契約を解除したときは、本件施設を再び運転させるための費用として、受注者に対して違約金を請求することができる。違約金の額は、4億2350万円とする。

(責任限度)

第69条 受注者が第18条第5項、第30条第4項、第41条第2項、第41条第4項、第42条第6項、第43条第3項、第44条第2項、第45条第4号、第61条第1項から第3項の規定に基づいて支払うべき全ての追加費用並びに損害金及び前条の規定に基づく全部解除された場合の違約金の合計額は、第63条により受注者が加入する保険の保険金で填補される費用を除き4億2350万円とする。受注者は、当該責任限度額を超えては、発注者の被るいかなる損害についても責任を負わないものとする。ただし、受注者に故意又は過失があったために発生した追加費用並びに損害金、第57条第2項に規定する損害等及び第67条第8項(第67条第9項により準用される場合を含む。)に規定される本件施設を継続して運転可能な状態にするための費用並びに教育及び訓練に要する費用については、受注者は、当該責任限度額とは別に負担するものとする。

### 第13章 補則

(契約の譲渡)

第70条 本契約のいずれの当事者も、本契約の相手方当事者の同意ある場合を除き、本契約又は本契約上の権利義務の譲渡若しくは第三者に対する担保権の設定をすることはできないものとする。

(遅延利息)

第71条 発注者は、本契約に基づく委託料又は賠償金、損害金、補償金の支払いを遅延した場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第14条に基づき同法第8条に規定する利率を適用して得た額を遅延損害金として支払うものとする。

2 受注者においても、本契約に基づく賠償金又は損害金、違約金の支払いを遅延した場合には、前項に規定する方法で得た額を遅延損害金として支払うものとする。

(個人情報の適正な取り扱いに関する事項)

第72条 受注者は、本契約の履行に当って個人情報を取り扱う場合は、本契約の各条項を厳守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(契約の締結に要する費用)

第73条 本契約の締結に関する費用は全て受注者の負担とする。

## 別紙1(第6条関係)

### 委託業務の範囲

受注者及び発注者の委託業務の範囲は下記のとおりとする。下記の他委託業務の範囲は要求水準書のとおりとする。

#### 1 受注者の業務範囲

本件施設は受注者が運転管理するものとし、以下の業務は受注者が実施する。

##### ① 受付管理

搬入ごみの料金徴収、搬入ごみの計量及び搬入車両の誘導

##### ② 運転管理

搬入ごみの受入検査、ごみの量・ごみ質の把握、用役等施設関係の搬入車両の管理、廃棄物の搬出計画、廃棄物の搬出車両手配、運転管理計画（種類別ごみ処理量・搬出量）、運転管理（安全適正処理の管理）、運転操作（ごみの処理）、運転管理基準の整備、処理物の搬出、資源物の搬出及び災害発生時の協力

##### ③ 維持管理

物品管理・用役管理（消耗品含む。）、点検（日常・週間・月間・年間）、保全管理（予防保全・事後保全・改良保全）、技術上の基準、維持管理に関する計画、精密機能検査（機能管理）、安全管理（搬入車両も含む。）、衛生管理、建築関係の施設管理及び周辺施設保全（外構施設等）

##### ④ 環境管理

環境保全基準の管理及び作業環境保全基準の管理

##### ⑤ 情報管理

##### ⑥ 関連業務

保険、防火管理、警備、清掃その他緊急時対応（風雨警戒事前対応、凍結、降雪時対応（搬入路）等）

##### ⑦ その他本件施設及び敷地内設備の運転管理業務に関する一切の業務

#### 2 発注者の業務範囲

啓発施設・収集運搬従事者施設・洗車場・啓発施設駐車場・収集運搬従事者施設駐車場（以下「発注者所掌範囲」という。）は発注者が管理するものとし、以下の業務は発注者が実施する。

##### ① 運転管理

搬入ごみの受入検査（受注者と共同で行い、市民への指導を行う。）、ごみの搬入計画、廃棄物の搬出車両手配（契約のみ）、処理不適物の運搬・処理・処分、資源物の売却先の選定及び災害発生時の協力

##### ② 維持管理

発注者所掌範囲の物品管理・用役管理（消耗品含む。）、安全管理（搬入車両も含む。）、衛生管理、建築関係の施設管理、周辺施設保全（外構施設等）及び風力発電設備・太陽光パネル・BDF設備の点検・修理・清掃、洗車棟管理、植栽管理

③ 情報管理

情報公開管理

④ 関連業務

保険（建物総合損害共済）、発注者所掌範囲の防火管理、警備及び発注者所掌範囲の日常清掃（ワックス、窓のクリーニング、雨水側溝の清掃等）、見学者対応、外部対応（地元、市民）及びその他（風雨警戒事前対応）

⑤ その他、発注者所掌範囲の管理に関する一切の業務

## 別紙 2（第 9 条関係）

### 遵守すべき関係法令等

受注者は、運転管理業務に当たり、受注者の責任と費用において、以下に示す法律、条例を含む関係法令等を遵守することとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 労働基準法
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 健康保険法
- (6) 厚生年金保険法
- (7) 雇用保険法
- (8) 大気汚染防止法
- (9) 悪臭防止法
- (10) 水質汚濁防止法
- (11) 騒音規制法
- (12) 振動規制法
- (13) 水道法
- (14) 浄化槽法
- (15) 消防法
- (16) 建築基準法
- (17) 山口県関係条例
- (18) 周南市関係条例

### 別紙3（第12条関係）

#### 運転管理のための人員等

受注者は、運転管理のために必要な人員を確保し、施設の運転管理に当たるものとする。人員には表1に示すような有資格者が含まれるものとし、受注者は、その必要人数を、責任をもって確保するものとする。

有資格者の勤務形態、運転員等の交替制等については、受注者の判断により決定できるものとする。

なお、電気主任技術者の確保において、受注者は自らの責任と費用において当該主任技術者の業務を電気事業法に基づき外部へ委託することができる。ただし、受注者は自らの責任と費用において、必要に応じ、電気事業法に基づく「保安管理業務外部委託承認」等の手続きを行うこと。

表1 確保すべき有資格者

| 業務区分     | 選任・配置すべき者       | 適用範囲（業務内容）   | 資格（要件）  | 関係法令                                   | 備考               |
|----------|-----------------|--|---|--|------------------|
| 全般管理     | 技術管理者           | 一般廃棄物処理施設の設置者<br>維持管理に関する技術上の業務の監督   | 厚生省令で定める資格を有する者   | 廃掃法 21<br>廃掃法施行規則 17                   |                  |
|          | 安全衛生推進者（衛生推進者）  | 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場安全衛生に係る技術的事項を推進                                    | 1 大学・高専卒業後、1年以上安全衛生の実務経験者<br>2 高校卒業後、3年以上安全衛生の実務経験者<br>3 5年以上安全衛生の実務経験者<br>4 厚生労働省労働基準局長が定める講習修了者 | 安衛則 12・2<br>安衛則 12・3                   |                  |
| 貨物       | はい作業主任者         | 高さ2m以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業   | 技能講習修了者   | 安衛法 14<br>安衛令 6(12)<br>安衛則 16、428      | フレコン積みが高さ2m以上の場合 |
| 酸欠等      | 酸素欠乏危険作業主任者     | 酸素欠乏危険場所における業務   | 技能講習修了者   | 安衛法 14<br>安衛令 6(21)<br>安衛則 16<br>酸則 11 | ごみピット内の点検補修時     |
|          | 硫化水素危険作業主任者技能講習 | 硫化水素発生危険場所における業務   | 技能講習修了者   | 安衛法 14<br>安衛令 6(21)<br>安衛則 16<br>酸則 11 | ごみピット内の点検補修時     |
| 等クレーンの運転 | クレーン運転者         | 1 つり上げ荷重5t未満のもの<br>2 床上で運転し、かつ運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンまた跨線テルハでつり上げ荷重5t以上のもの | 特別教育修了者   | 安衛法 59<br>安衛則 36(15)                   | ごみクレーン           |
| 玉掛け      | 玉掛け作業           | つり上げ荷重1t以上のクレーン、移動式又はデリックの玉掛けの業務   | 技能講習修了者   | 安衛法 61<br>安衛令 20(16)<br>クレーン則 221      |                  |

| 業務区分 | 選任・配置すべき者  | 適用範囲（業務内容）            | 資格（要件）  | 関係法令                 | 備考 |
|------|------------|-----------------------|---|----------------------|----|
| 機械関係 | フォークリフト運転者 | 最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転 | 技能講習修了者   | 安衛法 61<br>安衛令 20(11) |    |
|      | ホイールローダ運転者 | 最大荷重が3 t以上のショベルローダの運転 | 技能講習修了者   | 安衛法 61<br>安衛令 20(12) |    |
| 電気   | 電気主任技術者    | 自家用電気工作物              | 免許者<br>第1種：すべての電気工作物<br>第2種：構内に設置する電圧170kV未満及び構外に設置する電圧100kV未満の電気設備<br>第3種：構内に設置する電圧50kV未満及び構外に設置する電圧25kV未満の電気設備（出力5000kW以上の発電所を除く） | 電事法 72               |    |

別紙4（第23条、第25条、第32条、第37条、第40条、第67条関係）

本件施設に係る計測項目の副生成物及び資源化物に関する管理項目

1 副生成物及び資源化物

燃やせないごみ、不燃性粗大ごみの破碎後の副生成物については、鉄類、アルミ類、可燃性残渣及び不燃性残渣の4種類に選別する機能を有するものとする。燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、ビン類・缶類、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類の資源化物の回収率及び純度は、概ね表2に示す数値を満足するものとする。

表2 副生成物及び資源化物の純度及び回収率の目標値

| 区分           | 純度      | 回収率        | 個別基準   |
|--------------|---------|------------|--|
| 鉄類           | 95%以上   | 90%以上      | -  |
| アルミ類         | 90%以上   | 60%以上（参考値） | -  |
| 可燃性残渣（梱包物）   | 80%以上   | 70%以上（参考値） | 非鉄金属の除去に努めること。                               |
| 不燃性残渣        | 80%以上   | 80%以上（参考値） | -  |
| ビン類          | 99.9%以上 | 95%以上（参考値） | 色分け及び異物混入において日本容器包装リサイクル協会の示す品質ガイドラインを上回ること。 |
| アルミ（ビン類・缶類）  | 90%以上   | 90%以上      | -  |
| 鉄（ビン類・缶類）    | 95%以上   | 90%以上      | -  |
| ペットボトル       | 80%以上   | 95%以上      | 日本容器包装リサイクル協会の定める品質ランクA                      |
| プラスチック製容器包装類 | 80%以上   | 95%以上      | 日本容器包装リサイクル協会の定める品質ランクA                      |
| その他プラスチック類   | 90%以上   | 95%以上      | 鉄分混入率 0.25%以下                                |

別紙5（第23条、第25条、第37条、第67条関係）

本件施設に係る計測項目の環境に関する管理項目

1 粉じん

粉じんについては、集じん装置排気筒出口において表3に示す基準値を遵守することとする。

表3 粉じんの基準値

| 区分   | 基準値                     |
|------|-------------------------|
| ばいじん | 0.1g/m <sup>3</sup> N以下 |

2 騒音

敷地境界線における基準値70デシベル以下を遵守すること。（午前8時～午後6時）

3 振動

敷地境界線における基準値70デシベル以下を遵守すること。（午前8時～午後7時）

4 悪臭

悪臭については、次に示す基準値を遵守すること。

(1) 敷地境界

表4 悪臭の基準値 (敷地境界)

| 悪臭物質    |              | 基準値 (ppm) |
|---------|--------------|-----------|
| 敷地境界線   | アンモニア        | 2         |
|         | メチルメルカプタン    | 0.004     |
|         | 硫化水素         | 0.06      |
|         | 硫化メチル        | 0.05      |
|         | 二硫化メチル       | 0.03      |
|         | トリメチルアミン     | 0.02      |
|         | アセトアルデヒド     | 0.1       |
|         | プロピオンアルデヒド   | 0.1       |
|         | ノルマルブチルアルデヒド | 0.03      |
|         | イソブチルアルデヒド   | 0.07      |
|         | ノルマルバレルアルデヒド | 0.02      |
|         | イソバレルアルデヒド   | 0.006     |
|         | イソブタノール      | 4         |
|         | 酢酸エチル        | 7         |
|         | メチルイソブチルケトン  | 3         |
|         | トルエン         | 30        |
|         | スチレン         | 0.8       |
|         | キシレン         | 2         |
|         | プロピオン酸       | 0.07      |
|         | ノルマル酪酸       | 0.002     |
| ノルマル吉草酸 | 0.002        |           |
| イソ吉草酸   | 0.004        |           |

- ・ 臭気指数 1.4 以下

(2) 排気筒出口

表5 排気筒出口における流量許容限度

| 項目           | 流量許容限度                              |   |
|--------------|-------------------------------------|---|
| アンモニア        | $q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$ | q : 排気筒における悪臭物質の許容限度、<br>H <sub>e</sub> : 補正された排気筒の高さ<br>C <sub>m</sub> : 敷地境界線の地表における基準値 (ppm) |
| 硫化水素         |                                     |   |
| トリメチルアミン     |                                     |   |
| プロピオンアルデヒド   |                                     |   |
| ノルマルブチルアルデヒド |                                     |   |
| イソブチルアルデヒド   |                                     |   |
| ノルマルバレルアルデヒド |                                     |   |
| イソバレルアルデヒド   |                                     |   |
| イソブタノール      |                                     |   |
| 酢酸エチル        |                                     |   |
| メチルイソブチルケトン  |                                     |   |
| トルエン         |                                     |   |
| キシレン         |                                     |   |

- ・ 臭気指数 3.2 以下

(3) 放流水中の基準値

表6 放流水における基準値

| 特定悪臭物質    | 事業場から敷地外に排出される<br>排水の量                               | 基準値 (mg/L) |
|-----------|--|------------|
| メチルメルカプタン | 0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合                         | 0.06       |
|           | 0.001m <sup>3</sup> /s を越え0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合 | 0.01       |
|           | 0.1m <sup>3</sup> /s を越える場合                          | 0.003      |
| 硫化水素      | 0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合                         | 0.3        |
|           | 0.001m <sup>3</sup> /s を越え0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合 | 0.07       |
|           | 0.1m <sup>3</sup> /s を越える場合                          | 0.02       |
| 硫化メチル     | 0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合                         | 2          |
|           | 0.001m <sup>3</sup> /s を越え0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合 | 0.3        |
|           | 0.1m <sup>3</sup> /s を越える場合                          | 0.07       |
| 二硫化メチル    | 0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合                         | 2          |
|           | 0.001m <sup>3</sup> /s を越え0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合 | 0.4        |
|           | 0.1m <sup>3</sup> /s を越える場合                          | 0.09       |

(4) 本件施設内

中央制御室, 事務室, 研修室, 会議室, 見学者通路等の一般関係の居室の臭気強度は 1.0 以下とすること。

5 排水

生活排水は合併処理浄化槽にて処理すること。プラント排水は排水処理設備にて処理し、トイレ, 洗車, 床洗浄水, 防じん散水, 緑地への散水用水として再利用する。プラント排水処理設備出口における再利用水の基準及び浄化槽出口の排水基準値は、表7及び表8に示す排出基準値を遵守すること。

表7 排水基準値（浄化槽出口）

| 項 目                           | 単 位                 | 基 準 値                   |
|-------------------------------|---------------------|-------------------------|
| カドミウム及びその化合物                  | m g / L             | 0.1                     |
| シアン化合物                        | m g / L             | 1                       |
| 有機燐化合物                        | m g / L             | 1                       |
| 鉛及びその化合物                      | m g / L             | 0.1                     |
| 六価クロム化合物                      | m g / L             | 0.5                     |
| 砒素及びその化合物                     | m g / L             | 0.1                     |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物           | m g / L             | 0.005                   |
| アルキル水銀化合物                     | m g / L             | 検出されないこと。               |
| ポリクロリネイテッドビフェエル (PCB)         | m g / L             | 0.003                   |
| トリクロロエチレン                     | m g / L             | 0.3                     |
| テトラクロロエチレン                    | m g / L             | 0.1                     |
| ジクロロメタン                       | m g / L             | 0.2                     |
| 四塩化炭素                         | m g / L             | 0.02                    |
| 1,2-ジクロロエタン                   | m g / L             | 0.04                    |
| 1,1-ジクロロエチレン                  | m g / L             | 1                       |
| シス-1,2-ジクロロエチレン               | m g / L             | 0.4                     |
| 1,1,1-トリクロロエタン                | m g / L             | 3                       |
| 1,1,2-トリクロロエタン                | m g / L             | 0.06                    |
| 1,3-ジクロロプロペン                  | m g / L             | 0.02                    |
| 1,4 ジオキサン                     | m g / L             | 0.5                     |
| テトラメチルチウラムジスルフィド (チウラム)       | m g / L             | 0.06                    |
| シマジン                          | m g / L             | 0.03                    |
| チオベンカルブ                       | m g / L             | 0.2                     |
| ベンゼン                          | m g / L             | 0.1                     |
| セレン及びその化合物                    | m g / L             | 0.1                     |
| フェノール類含有量                     | m g / L             | 1                       |
| 銅含有量                          | m g / L             | 3                       |
| 亜鉛含有量                         | m g / L             | 2                       |
| 溶解性鉄含有量                       | m g / L             | 3                       |
| 溶解性マンガン含有量                    | m g / L             | 3                       |
| クロム含有量                        | m g / L             | 2                       |
| フッ素及びその化合物                    | m g / L             | 15                      |
| 水素イオン濃度 (pH)                  | 水素指数                | 5~9                     |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD)              | m g / L             | 20                      |
| 化学的酸素要求量 (COD)                | m g / L             | 120 (90)                |
| 浮遊物質 (SS)                     | m g / L             | 90 (70)                 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量               | 鉱油類含有量<br>動植物油脂類含有量 | m g / L 5<br>m g / L 15 |
| 窒素含有量                         | m g / L             | 120 (60)                |
| りん含有量                         | m g / L             | 16 (8)                  |
| ほう素及びその化合物                    | m g / L             | 230                     |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | m g / L             | 100                     |
| 大腸菌群数                         | 個 / mL              | 3000                    |

( ) は日間平均

表8 プラント排水処理設備出口における再利用水の基準

| 項 目                            | 単 位       | 基 準 値     |          |
|--------------------------------|-----------|-----------|----------|
| カドミウム及びその化合物                   | m g / L   | 0.1       |          |
| シアン化合物                         | m g / L   | 1         |          |
| 有機燐化合物                         | m g / L   | 1         |          |
| 鉛及びその化合物                       | m g / L   | 0.1       |          |
| 六価クロム化合物                       | m g / L   | 0.5       |          |
| 砒素及びその化合物                      | m g / L   | 0.1       |          |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物            | m g / L   | 0.005     |          |
| アルキル水銀化合物                      | m g / L   | 検出されないこと。 |          |
| ポリクロリネイテッドビフェエル (PCB)          | m g / L   | 0.003     |          |
| トリクロロエチレン                      | m g / L   | 0.3       |          |
| テトラクロロエチレン                     | m g / L   | 0.1       |          |
| ジクロロメタン                        | m g / L   | 0.2       |          |
| 四塩化炭素                          | m g / L   | 0.02      |          |
| 1,2-ジクロロエタン                    | m g / L   | 0.04      |          |
| 1,1-ジクロロエチレン                   | m g / L   | 0.2       |          |
| シス-1,2-ジクロロエチレン                | m g / L   | 0.4       |          |
| 1,1,1-トリクロロエタン                 | m g / L   | 3         |          |
| 1,1,2-トリクロロエタン                 | m g / L   | 0.06      |          |
| 1,3-ジクロロプロペン                   | m g / L   | 0.02      |          |
| テトラメチルチウラムジスルフィド (チウラム)        | m g / L   | 0.06      |          |
| シマジン                           | m g / L   | 0.03      |          |
| チオベンカルブ                        | m g / L   | 0.2       |          |
| ベンゼン                           | m g / L   | 0.1       |          |
| セレン及びその化合物                     | m g / L   | 0.1       |          |
| フェノール類含有量                      | m g / L   | 1         |          |
| 銅含有量                           | m g / L   | 3         |          |
| 亜鉛含有量                          | m g / L   | 2         |          |
| 溶解性鉄含有量                        | m g / L   | 3         |          |
| 溶解性マンガン含有量                     | m g / L   | 3         |          |
| クロム含有量                         | m g / L   | 2         |          |
| フッ素及びその化合物                     | m g / L   | 15        |          |
| 水素イオン濃度(pH)                    | 水素指数      | 5.8~8.6   |          |
| 生物化学的酸素要求量(BOD)                | m g / L   | 20        |          |
| 化学的酸素要求量(COD)                  | m g / L   | 20        |          |
| 浮遊物質量(SS)                      | m g / L   | 30        |          |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量                | 鉱油類含有量    | m g / L   | 5        |
|                                | 動植物油脂類含有量 | m g / L   | 15       |
| 窒素含有量                          |           | m g / L   | 120 (60) |
| りん含有量                          |           | m g / L   | 16 (8)   |
| ほう素及びその化合物                     |           | m g / L   | 230      |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物  |           | m g / L   | 100      |
| 色度                             |           |           | 10       |
| 外観                             |           |           | 不快でないこと。 |
| 大腸菌                            | 個/mL      |           | 不検出      |
| 臭気                             |           |           | 不快でないこと。 |
| 残留塩素 (管理目標値) ※運転管理において極力満足すべき値 | m g / L   |           | 0.1 以上   |
| 濁度                             |           |           | 2        |

( ) は日間平均

## 別紙6（第25条、第37条関係）

### 運転に関する要件

本件施設の運転に当たっては、最低限、以下に示す要件を満足すること。

#### 1 基本的な事項

##### (1) 処理能力等

本件施設へのごみの投入は、当該施設の最大処理能力を超えないように行い、別紙4に記載する副生成物、資源化物の要件及び別紙5に記載する各種の環境要件を満足するよう本件施設の運転管理を行うこと。

なお、本件施設の定格処理能力は以下の通りとする。

80トン／5h

|               |      |
|---------------|------|
| ・燃やせないごみ      | 24 t |
| ・不燃性粗大ごみ      | 1 t  |
| ・ビン類・缶類       | 14 t |
| ・ペットボトル       | 2 t  |
| ・プラスチック製容器包装類 | 25 t |
| ・その他プラスチック類   | 11 t |
| ・可燃性粗大ごみ      | 1 t  |
| ・ガラス陶器類       | 2 t  |

##### (2) 機能維持のための検査

本件施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査を毎年1回以上行うこと。また、おおむね3年に1回、その機能状況、耐用の度合等について、発注者と協議の上、第三者機関に委託して精密機能検査を行うこと。

##### (3) 補修履歴等の記録

各設備の稼動、点検、補修等に関する履歴を記録すること。当該補修履歴等は、発注者の求めに応じ確認できるものとする。

##### (4) 記録の保存

本件施設の運転に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、運転管理業務の期間中保存すること。

#### 2 運転に関する要件

##### (1) 受入れに関する要件

① 受注者は、搬入された本件施設搬入ごみについて、運転管理業務計画書及び年次運転管理業務計画書で定める不適物検査を行う。

② 受注者は不適物検査により、本件施設で処理を行うことが困難又は不相当とされる処理不適物については、搬入された搬入ごみから排除するよう努める。

③ 万が一、処理不適物が原因となって本件施設に問題が生じた場合、発注者と受注

者が協議した上で対応するものとする。なお、処理困難物が原因となって本件施設に故障等が生じ、当該故障等の修理のための費用の負担については、第28条第5項の規定に従うこと。

- ④ 事前に協議で処理不適物として定められていない種類のごみについて、当該施設での処理が困難又は不相当であると受注者が申立てを行い、発注者がこれを受理した場合には、再度協議を行い、処理責任者及び処理方法等を決定する。

## (2) ごみ処理に係る要件

### ① 受入供給設備

受入貯留ヤードにおいて、床洗浄及び防臭対策を行うこと。

### ② 破碎設備

- ・不燃性粗大ごみの破碎においては、幅1,500mm×高さ2,000mm×奥行1,000mmを処理可能なこと。自転車、トタン、スチール製机、棚等を処理可能とすること。
- ・可燃性粗大ごみの破碎においては、幅1,500mm×高さ2,000mm×奥行1,000mmを処理可能なこと。布団、じゅうたん、家具、畳、φ150mmの廃材等を処理可能とすること。
- ・鉄類、アルミ類の破碎処理においては、効率よく選別でき、後処理に支障が生じないものとする。
- ・異物を噛み込んだ場合、排出を行うために必要な措置を講ずること。
- ・破碎により生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ・火災、爆発等の事故発生を防止するよう設備の運転を行うこと。

### ③ 搬送設備

- ・搬送中のごみの落ちこぼれ及び飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

### ④ 選別設備

- ・選別により生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ・臭気、ほこり等を外部に出さないよう必要な措置を講ずること。
- ・選別により生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ・火災、爆発等の事故発生を防止するよう設備の運転を行うこと。
- ・可燃物への金属類の混入は極力少なくすることとし、また不燃物への可燃物混入も極力少なくすること。

### ⑤ 再生設備

圧縮成型物は運搬時に容易に破壊しないよう、十分な強度となるまで圧縮成型すること。

## (3) 貯留・搬出に係る要件

### ① 受入ごみの保管

保管の場所には、ねずみの生息又は蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

② 処理不適物の保管

有害物、危険物等の処理不適物については、安全な保管を心がけること。なお、発注者により処理不適物の搬出が行われる場合、受注者はこれに協力するものとし、保管は搬出が容易となるよう行うこと。

③ 鉄分、アルミ分の保管

不燃ごみ、粗大ごみ処理により選別貯留される鉄分、アルミ分については、有効利用用途に応じ、適切に保管すること。

(4) 排水処理に係る要件

① プラント排水

本件施設内で使用した排水は、排水処理設備で処理し、場内で再利用することとし、場外へ排出しないこと。

② 生活排水

生活排水は、合併処理浄化槽で排水基準値を満たすまで処理し、処理済の生活排水は放流すること。

処理対象物の計画処理量及び計画性状

1 計画処理量

本件施設の計画処理量は、表9に示すとおりである。なお、下表に示すごみとは別に処理不適物が本件施設に搬入される。処理不適物の搬入実績は、令和5年度において39t/年である。

表9 計画処理量(t/年)

| 種 類          | R5 年度 |
|--------------|-------|
| 燃やせないごみ      | 796   |
| 不燃性粗大ごみ      | 549   |
| ビン類・缶類       | 1,287 |
| ペットボトル       | 467   |
| プラスチック製容器包装類 | 2,228 |
| その他プラスチック類   | 518   |
| 可燃性粗大ごみ      | 188   |
| 合 計          | 6,033 |

※計画処理量は、令和5年度の搬入実績を基に設定した。

## 2 計画性状

本件施設の計画ごみ質は、表10に示すとおりである。

表10 計画ごみ質

| 種類               | ごみ組成        | 割合<br>(重量%) | 見掛比重<br>(t/m)   |
|------------------|-------------|-------------|-----------------|
| ビン類・缶類           | 無色びん        | 13.8%       | (ビン類)<br>0.3    |
|                  | 茶色びん        | 15.8%       |                 |
|                  | その他びん       | 6.3%        |                 |
|                  | 生きびん        | 2.3%        | (スチール缶)<br>0.08 |
|                  | スチール缶       | 27.9%       |                 |
|                  | アルミ缶        | 22.4%       |                 |
|                  | ガラス・陶磁器類    | 4.1%        |                 |
|                  | その他プラ類      | 4.8%        | (アルミ缶)<br>0.03  |
|                  | ちよう芥類       | 0.5%        |                 |
|                  | 紙類          | 0.5%        |                 |
|                  | ごみ袋(その他プラ類) | 1.6%        |                 |
|                  | 小計          | 100.0%      |                 |
| ペットボトル           | ペットボトル      | 90.1%       | 0.025           |
|                  | その他プラ類      | 4.1%        |                 |
|                  | ちよう芥類       | 0.4%        |                 |
|                  | 紙類          | 0.4%        |                 |
|                  | ごみ袋(その他プラ類) | 5.0%        |                 |
|                  | 小計          | 100.0%      |                 |
| プラスチック製<br>容器包装類 | その他プラ製容器包装  | 84.4%       | 0.02            |
|                  | 缶スチール       | 2.0%        |                 |
|                  | 缶アルミ        | 0.5%        |                 |
|                  | びん類         | 1.7%        |                 |
|                  | ペットボトル      | 0.9%        |                 |
|                  | その他プラ類      | 3.4%        |                 |
|                  | ちよう芥類       | 1.3%        |                 |
|                  | 紙類          | 1.2%        |                 |
|                  | 布類          | 1.1%        |                 |
|                  | ごみ袋(その他プラ類) | 3.5%        |                 |
|                  | 小計          | 100.0%      |                 |
| その他<br>プラスチック類   | その他プラ(硬)    | 67.3%       | 0.05            |
|                  | その他プラ(軟)    | 16.8%       |                 |
|                  | 缶スチール       | 1.9%        |                 |
|                  | 缶アルミ        | 0.5%        |                 |
|                  | びん類         | 1.7%        |                 |
|                  | ペットボトル      | 0.9%        |                 |
|                  | プラ容器包装      | 3.5%        |                 |
|                  | ちよう芥類       | 1.3%        |                 |
|                  | 紙類          | 1.3%        |                 |
|                  | 布類          | 1.2%        |                 |
|                  | ごみ袋(その他プラ類) | 3.6%        |                 |
|                  | 小計          | 100.0%      |                 |
| 燃やせないごみ          | スチール類       | 41.7%       | 0.10            |
|                  | アルミ類        | 3.4%        |                 |
|                  | ガラス陶器類      | 0.9%        |                 |
|                  | 皮革類         | 6.7%        |                 |
|                  | 缶スチール       | 2.9%        |                 |
|                  | 缶アルミ        | 0.7%        |                 |
|                  | びん類         | 0.2%        |                 |
|                  | ペットボトル      | 0.9%        |                 |
|                  | プラ容器包装      | 14.8%       |                 |
|                  | その他プラ(硬)    | 18.9%       |                 |
|                  | その他プラ(軟)    | 4.7%        |                 |
|                  | ちよう芥類       | 1.1%        |                 |
|                  | 紙類          | 1.3%        |                 |
|                  | 布類          | 0.9%        |                 |
|                  |             | ごみ袋(その他プラ類) |                 |
|                  | 小計          | 100.0%      |                 |
| 不燃性粗大ごみ          | スチール類       | 40.3%       | 0.10            |
|                  | アルミ類        | 2.8%        |                 |
|                  | その他ガラス・陶磁器類 | 0.6%        |                 |
|                  | その他プラ(硬)    | 56.3%       |                 |
|                  | 小計          | 100.0%      |                 |
| 可燃性粗大ごみ          | 可燃性粗大       | 100.0%      | 0.10            |
|                  | 鉄類等         | < 0.1%      |                 |
|                  | 小計          | 100.0%      |                 |

## 別紙 8（第 28 条関係）

### 処理不適物

処理不適物は、周南市が発行する「ごみの分別方法」の最新版に記載する「処理困難物」とおりとする。

## 別紙9（第40条、第41条）

### 本件施設の計測管理

#### 1 計測項目

運転管理業務の実施に当たって、受注者は、表1-1に示した計測管理を自ら又は専門第三者機関に委託することで実施しなくてはならない。ただし、表中に記載した内容は、受注者が計測すべき最低限の項目と最低限の頻度を示したものであるため、受注者は本件施設を運転する上で、より詳細な計測を行うことが望ましい。

#### 2 計測頻度

表1-1に示した各計測管理項目は、本件施設が安定操業期（本件施設の各種計測データが安定している期間）のものを示している。

本件施設の各種計測結果が安定していない場合には、分析頻度を増加させるものとする。この計測頻度の増加については、各項目毎の分析データを見ながら、発注者と受注者が協議の上、各項目毎に決定するものとするが、原則として発注者が計測頻度の増加を望む場合、受注者は計測頻度を増加させなくてはならないものとする。ただし、計測頻度の増加に係る追加費用の負担については、第41条第4項に従うものとする。

表 11 本件施設の稼動に係る計測項目

| 区分         | 計測地点                    | 項目                         | 頻度  |      |
|------------|-------------------------|----------------------------|---|------|
| ごみ処理       | ごみ質                     | 受入供給設備                     | 種類組成、単位容積重量   | 4回/年 |
|            | 受入量                     | 受入供給設備                     | 本件施設搬入ごみ受入量(日量)   | 1回/日 |
|            | 処理量                     | 受入供給設備                     | 日処理量(本件施設搬入ごみ)  | 1回/日 |
| 副生成物及び資源化物 | 鉄類                      | 本件施設内                      | 発生量、純度 <sup>※1</sup> 、回収率 <sup>※1</sup>                     | 1回/日 |
|            | アルミ類                    | 本件施設内                      | 発生量、純度 <sup>※1</sup> 、回収率 <sup>※1</sup>                     | 1回/日 |
|            | 可燃性残渣<br>(梱包物)          | 本件施設内                      | 発生量、純度 <sup>※1</sup> 、回収率 <sup>※1</sup>                     | 1回/日 |
|            | 可燃性残渣<br>(可燃性粗大<br>破砕物) | 本件施設内                      | 発生量   | 1回/日 |
|            | 不燃性残渣                   | 本件施設内                      | 発生量、純度 <sup>※1</sup> 、回収率 <sup>※1</sup>                     | 1回/日 |
|            | ビン類                     | 本件施設内                      | 発生量、純度 <sup>※1</sup> 、回収率 <sup>※1</sup>                     | 1回/日 |
|            | アルミ(ビン<br>類・缶類)         | 本件施設内                      | 発生量、純度 <sup>※1</sup> 、回収率 <sup>※1</sup>                     | 1回/日 |
|            | 鉄(ビン類・<br>缶類)           | 本件施設内                      | 発生量、純度 <sup>※1</sup> 、回収率 <sup>※1</sup>                     | 1回/日 |
|            | ペットボトル                  | 本件施設内                      | 発生量、純度 <sup>※1</sup> 、回収率 <sup>※1</sup>                     | 1回/日 |
|            | プラスチック<br>製容器包装類        | 本件施設内                      | 発生量、純度 <sup>※1</sup> 、回収率 <sup>※1</sup>                     | 1回/日 |
|            | その他プラス<br>チック           | 本件施設内                      | 発生量、純度 <sup>※1</sup> 、回収率 <sup>※1</sup> 、鉄含有量 <sup>※1</sup> | 1回/日 |
|            | 収集袋                     | 本件施設内                      | 発生量   | 1回/日 |
|            | 環境                      | 粉じん                        | 集じん装置<br>排気筒出口  | 粉じん  |
| 水質         |                         | プラント排水処<br>理設備出口、<br>浄化槽出口 | 別紙 5 5 排水に記載する管理項目全<br>て                                    | 1回/年 |
| 騒音         |                         | 敷地境界                       | 別紙 5 2 騒音に記載する時間帯   | 1回/年 |
| 振動         |                         | 敷地境界                       | 別紙 5 3 振動に記載する時間帯   | 1回/年 |
| 悪臭         |                         | 敷地境界                       | 別紙 5 4 悪臭に記載する管理項目全<br>て                                    | 1回/年 |

※1の頻度については、4回/年とする。

別紙10（第40条、第41条関係）

本件施設の異常事態等

1 監視強化レベルと停止レベル

受注者による本件施設の運転が環境面で要求性能を発揮しているか否かの判断として、監視強化レベルと停止レベルを設定する。監視強化レベルとは、その基準値を上回ると、第41条第2項の規定に従い、計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うとする基準値とする。一方、停止レベルとは、その基準値を上回ると、第41条第3項の規定に従い、受注者が施設を停止させなくてはならない基準値とする。

2 対象となる測定項目

対象となる測定項目は、粉じんとする。

3 基準値及び判定方法

基準値及び判定方法は表12に示すとおりとする。監視強化レベルについては、発注者と受注者が協議により、基準値を定めるものとする。

表12 監視強化レベルと停止レベル

| 計測方法  | 物質                           | 監視強化レベル |   | 停止レベル |   |
|-------|------------------------------|---------|---|-------|---|
|       |                              | 基準値     | 判定方法  | 基準値   | 判定方法  |
| バッチ計測 | 粉じん<br>【g/ m <sup>3</sup> N】 |         | 定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、本件施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。 | 0.1   | 定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに追加計測を実施する。<br>以上の2回の計測結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。 |

別紙 1 1 (第 4 9 条、第 5 1 条関係)

委託料の内訳

1 発注者が受注者に支払う委託料の算定方法

発注者が受注者に支払う委託料は、次の算式によって算定される。

(委託料) = 固定費 (固定費 A + 固定費 B + 固定費 C) + (変動費)

(変動費) = (変動費原単位) × (搬入量)

※搬入量は、ビン・缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、その他プラスチック類、燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、可燃性粗大ごみの合計値とする。

2 固定費

固定費とは、本件施設における搬入量の増減にかかわらず変動しない費用のことである。定めがある場合を除き、現に支出した費用が、委託料の前提となった費用と異なった場合であっても、固定費は変更しないものとする。固定費には次の費用が含まれるものとする。なお、受注者の本業務による利益に相当する額は、固定費 A に計上すること。

| 種類  |       | 概要                        | 項目   |
|-----|-------|---------------------------|--|
| 固定費 | 固定費 A | 補修費・用役費を除いた人件費などの運営に係る諸費用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>・保険料</li> <li>・精密機能検査費</li> <li>・測定費 等</li> </ul> |
|     | 固定費 B | 基本料金                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気基本料金</li> <li>・水道基本料金</li> </ul>                             |
|     | 固定費 C | 点検・補修費                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検・補修・更新費</li> <li>・予備品・消耗品費 等</li> </ul>                      |

3 変動費

変動費とは、本件施設における搬入量の増減に応じて変動する費用のことである。別に定めがある場合を除き、現に支出した費用に基づく原単位が、委託料の前提となった原単位と異なった場合であっても、原単位は変更しないものとする。変動費には次の費用が含まれるものとする。なお、受注者の本業務による利益に相当する額は、変動費に計上しないこと。

| 種類  | 概要               | 項目   |
|-----|------------------|--|
| 変動費 | 用役費 (基本料金を除いたもの) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気 (従量料金)</li> <li>・薬品</li> <li>・梱包資材</li> <li>・水道 (従量料金)</li> <li>・LPG</li> <li>・重機燃料費 等</li> </ul> |

業務委託費を構成する固定費及び変動費は、「2 固定費」及び「3 変動費」の考え方にに基づき、受注者が提案する内容、落札後に提出する金額及びその計算根拠をもとに、具体的な数値を決定するものとする。

## 別紙 12 (第 50 条関係)

### 支払方法及び履行の確認方法

#### 1 支払方法

- (1) 固定費は、業務委託期間の固定費の総額を 120 で除した金額を翌月に支払う。変動費は、月末に搬入量に応じて算出し、翌月に支払う。
- (2) 委託料は、運転業務開始日が属する月よりその支払を開始するものとする。
- (3) 委託料の固定費及び変動費は、支払を開始する月及び委託料の支払が終了する月については、日割計算で支払うものとする。なお、変動費については、搬入量に応じて算出するものとする。

#### 2 履行の確認方法

受注者は、委託料の支払いを受けるに当たり、対価の支払われる期間の月次の報告書を発注者に提出し、その確認を受けるものとする。発注者は受注者の提出した報告書について、受注者に説明を求めることができるものとする。

## 別紙13（第51条関係）

### 物価上昇率等の変動要素を委託料に組み込む方法

1 委託料の構成項目のうち、表13に示す各費用については、毎業務年度、物価変動等の変動要素（以下「変動要素」という。）を勘案した見直しを行うものとする。

表13 見直対象項目と適用する指標

| 項目       | 適用する指標  |
|----------|---|
| 人件費      | 毎月勤労統計調査地方調査結果<br>「調査産業計（事業規模30人以上）現金給与総額 山口県」（山口県） |
| 電力料金     | 中国電力単価  |
| 水道料金     | 周南市上下水道局単価  |
| 軽油（重機燃料） | 石油製品価格調査（経済産業省）<br>「軽油店頭現金価格 山口」                    |
| 上記以外     | 国内企業物価指数(日本銀行調査統計局)                                 |

なお、受注者により合理的に説明される指標が提案され、発注者がこれに同意した場合は、この表に掲げる指標以外の指標を使用することもできるものとする。また、電力、水道、軽油などの各供給事業者等との需給契約が変更された場合は、発注者と受注者が変更内容をもとに協議し、発注者が変更等を決定する。

#### 2 変動要素の見直しの基本的な考え方

変動要素の見直しに関して以下のルールを適用する。

- (1) 変動要素の見直しは、毎年10月1日に実施し翌年4月から適用する。
- (2) 変動要素の見直しに関して、固定費及び変動費原単位の各々の項目について±1.5%の許容限度を置く。許容限度は、初回は当初の基準値に対して、以降は各費用項目の直近の見直し後の数値に対して測るものとする。
- (3) 変動要素の見直し時点から、実際の委託料が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、発注者と受注者は協議の上変動要素の見直しをすることができるものとする。

#### 3 変動要素の見直し方法

##### (1) 固定費の変動要素の見直し方法

固定費の変動要素の見直しは、見直しの周期を1年に1回とし、表13に示す指標を用いて以下の算式により見直しを行う。見直しする率については、小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

##### ① 第1回目の見直し

適用する指標（人件費以外）の令和6年10月から令和7年9月までの平均値を基準値とし、当該年度における適用する指標との差が±1.5%を超える場合には、以下の算式により、変動要素を当該年度の翌年度以降の固定費に反映させる。

なお、人件費の基準値は令和6年9月から令和7年8月までの平均値としている。

n年度に採用する各項目における固定費  
 $= n-1$ 年度の見直し前の各項目における固定費  $\times \{ I_n / \text{指標の基準値} \}$   
 $I_n$  : n年度における適用する指標  
 $= n-2$ 年度の10月からn-1年度の9月までの平均値  
{ }内 : 見直し率

なお、下記のとおり、令和9年度に採用する固定費から見直しを行う。

例1 : 令和9年度  
令和9年度に採用する各項目における固定費  $=$  令和8年度の固定費  $\times \{ I_9 / \text{指標の基準値} \}$   
 $I_9 =$  令和7年度10月から令和8年度9月までの平均値  
{ }内の見直し率が0.985以下または1.015以上の場合見直しを行い、それ以外の場合  
は見直しを行わない。

② 第2回目以降の見直し

前回の見直しが行われた際に固定費の見直しがあった場合は、見直し後の指標を新たな基準値とし、固定費の見直しがなかった場合は当初の基準値として、その後の年度における指標との差が $\pm 1.5\%$ を超える場合には、以下の算式により、変動要素を当該年度の翌年度以降の固定費に反映させる。

n年度に採用する各項目における固定費  
 $= n-1$ 年度の見直し前の各項目における固定費  $\times \{ I_n / I_{(n-1)} \}$   
 $I_n$  : n年度における適用する指標  
 $= n-2$ 年度の10月からn-1年度の9月までの平均値

例2 : 令和10年度 (第1回の見直しで見直しが行われなかった場合)  
令和10年度に採用する各項目における固定費  $=$  令和9年度の固定費  $\times \{ I_{10} / \text{指標の基準値} \}$   
 $I_9 =$  令和7年度10月から令和8年度9月までの平均値  
{ }内の見直し率が0.985以下または1.015以上の場合見直しを行い、それ以外の場合  
は見直しを行わない。

例3 : 令和10年度 (第1回の見直しで見直しが行われた場合)  
令和10年度に採用する各項目における固定費  $=$  令和10年度の固定費  $\times \{ I_{10} / I_9 \}$   
 $I_{10} =$  令和8年度10月から令和9年度9月までの平均値  
 $I_9 =$  令和7年度10月から令和8年度9月までの平均値  
{ }内の見直し率が0.985以下または1.015以上の場合見直しを行い、それ以外の場合  
は見直しを行わない。

(2) 変動費単価の変動要素の見直し方法

変動費単価の変動要素の見直しは、見直しの周期を1年に1回とし、表13に示す指標を用いて以下の算式により見直しを行う。見直しをする率については、小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

① 第1回目の見直し

適用する指標の令和6年10月から令和7年9月までの平均値を基準値とし、当該年度における適用する指標との差が±1.5%を超える場合には、以下の算式により、変動要素を当該年度の翌年度以降の変動費単価に反映させる。

|  |
|--|
| $\begin{aligned} & n \text{ 年度に採用する各項目における変動費単価} \\ & = n-1 \text{ 年度の見直し前の各項目における変動費単価} \times \{ I_n / \text{基準値} \} \\ & I_n : n \text{ 年度における適用する指標} \\ & \quad = n-2 \text{ 年度の 10 月から } n-1 \text{ 年度の 9 月までの平均値} \\ & \{ \quad \} \text{内} : \text{見直し率} \end{aligned}$ |
|--|

なお、固定費と同様に、令和9年度に採用する変動費単価から見直しを行う。

② 第2回目の見直し

前回の見直しが行われた際に変動費の見直しがあった場合は、見直し後の指標を新たな基準値とし、変動費の見直しがなかった場合は当初の基準値として、その後の年度における適用する指標との差が±1.5%を超える場合には、以下の算式により、変動要素を当該年度の翌年度以降の変動費単価に反映させる。

|   |
|---|
| $\begin{aligned} & n \text{ 年度に採用する各項目における変動費単価} \\ & = n-1 \text{ 年度の見直し前の各項目における変動費単価} \times \{ I_n / I_{(n-1)} \} \\ & I_n : n \text{ 年度における適用する指標} \\ & \quad = n-2 \text{ 年度の 10 月から } n-1 \text{ 年度の 9 月までの平均値} \\ & \{ \quad \} \text{内} : \text{見直し率} \end{aligned}$ |
|---|

## 別紙14（第40条関係）

### 品質基準未達に対する委託料の減額方法

#### 1 品質基準未達に対する委託料の減額

資源化物の品質が別紙4に示す基準を下回っていることが判明した場合、受注者は、業務内容の改善等を内容とする計画書を発注者に提出して発注者の承諾を得た上、計画書に従い、業務の改善等にかかる措置を実施する。発注者は、60日間の猶予期間を設けるものとし、猶予期間を超えても基準を下回る状態が継続する場合には、資源化物が別紙4に示す基準を満たすことが発注者に確認されるまでの期間の委託料の固定費（固定費A）を10%減額する。ただし、別紙4に示すビン類、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、その他プラスチック類については、猶予期間を設けないものとし、資源化物が別紙4に示す基準を満たすことを資源物引取り先に確認されるまでの期間の委託料の固定費（固定費A）を10%減額する。また、資源化物の内1品目が別紙4に示す基準を下回り、委託料の固定費（固定費A）が10%減額されている状態であって、別の品目が別紙4に示す基準を下回っていることが判明し、減額対象となった場合、1品目につき委託料の固定費（固定費A）を10%追加して減額する。なお、別紙15の示す減額措置は別途処理する。

ただし、天変地異や受注者に帰責されない火災などの不可抗力に起因する、もしくは、処理対象物の性状が別紙7に規定する性状から大幅に剥離し、将来もこの傾向が継続し、基準を遵守することが困難と発注者が認めた場合は、本減額は免除される。

#### 2 代替処理に対するペナルティ

資源化物が別紙4に示す基準を下回ることにより起因し、資源化物の引き取りが拒否された場合、受注者の負担で再度選別を行い、資源化物が別紙4に示す基準を満たすようにする。ただし、再度選別を行っても別紙4に示す基準を満たさない場合又は再度選別を行っても資源化物としての有効利用ができないことが明らかである場合には、発注者が代替処理(最終処分場での最終処分を含む。)を行うものとし、かかる代替処理に要する費用は受注者が負担するものとする。なお、当該代替処理費用については、代替処理を行う事業者への処理委託費及び運搬にかかる費用のみを対象とする。

ただし、天変地異や受注者に帰責されない火災などの不可抗力に起因する、もしくは、処理対象物の性状が別紙7に規定する性状から大幅に剥離し、将来もこの傾向が継続し、基準を遵守することが困難と発注者が認めた場合は、本減額は免除される。

## 別紙 15 (第 29 条関係)

### 不適物除去水準未達に対する委託料の減額方法

#### 1 不適物除去水準未達に対する委託料の減額

発火検知頻度が 1 箇月に 1 回以上であることが判明した場合、受注者は、業務内容の改善等を内容とする計画書を発注者に提出して発注者の承諾を得た上、計画書に従い、業務の改善等にかかる措置を実施する。業務の改善等にかかる措置を実施後、発火検知頻度が再度 1 箇月に 1 回以上であることが判明した場合、受注者は、業務内容の改善等を内容とする計画書を再度発注者に提出して発注者の承諾を得た上、計画書に従い、業務の改善等にかかる措置を実施する。業務の再度改善を実施後、発火検知頻度が再々度 1 箇月に 1 回以上であることが判明した場合、発注者は、発火検知頻度が、1 箇月に 0 回以下であることが発注者に確認されるまでの期間の委託料のうちの当該品目（燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、その他プラスチック類）の固定費（固定費 A）を 10%減額する。なお、別紙 14 に示す減額措置は別途処理する。なお、発火検知頻度とは火災報知器作動後に、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 章の規定に基づく火災の調査において、本約款第 28 条第 6 項に規定する処理不適物が火災の原因であったと特定された頻度であることとする。

また、別紙 14 に示す減額措置は別途処理する。

## 別紙16（第65条関係）

### 不可抗力の場合の費用分担

#### 1 不可抗力の場合の費用分担

不可抗力が生じた場合、1事業年度中に発生した追加費用又は損害額の合計額（第63条により受注者が加入する保険の保険金で填補されるもの及び受注者は善良なる管理者の注意を怠ったために発生したものを除く。）の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担するものとする。

別紙 17 (第 47 条関係)

業務実施状況の確認方法

1 業務実施状況の確認

(1) 業務実施状況の確認の方法

① 月次業務報告書の提出

受注者は、発注者が定期確認を行うための月次業務報告書を作成し、発注者へ提出する。

② 月次業務報告会の実施

発注者及び受注者は、毎月 1 回月次業務報告会を開催する。発注者は、主として月次業務報告書の内容（業務実績、業務予定等）について確認するものとする。

③ 業務実施状況の確認

発注者は、月次業務報告会の内容を踏まえ月次業務報告書に基づき、定期確認を行い、受注者が提供する業務の実施状況を確認する。

|        | 発注者                                 | 受注者  |
|--------|-------------------------------------|--|
| 定期確認※1 | 月次業務報告書の確認<br>業務水準の評価<br>資源化物の品質の確認 | チェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報を基に月次業務報告書を作成 |
| 随時確認※2 | 各種測定値の確認<br>その他、必要に応じ不定期に直接確認       | -  |

※1 受注者から月に 1 度提出される月次業務報告書及び本件施設の巡回等による確認

※2 必要と認める時に随時実施する確認

2 定期確認の項目

(1) 運転業務についての確認項目

- ① 品目別搬入量、品目別搬出量
- ② 品目別処理量
- ③ 処理不適物混入状況（電池も含む。）
- ④ 発火頻度
- ⑤ 用役使用量
- ⑥ 故障の発生状況
- ⑦ 搬入物の性状測定状況（測定を実施した月に限る。）
- ⑧ その他発注者が運転業務の履行状況を確認するために実施する項目

(2) 維持管理業務についての確認項目

- ① 点検・検査の実施状況
- ② 補修の実施状況
- ③ 機器更新の実施状況
- ④ その他発注者が維持管理業務の履行状況を確認するために実施する項目

(3) 環境管理業務についての確認項目

① 環境測定状況（測定を実施した月に限る。）

② その他発注者が環境管理業務の履行状況を確認するために実施する項目

(4) 情報管理業務についての確認項目

① 各種報告書の作成・提出状況

(5) その他発注者が運転管理業務の履行状況を確認するために実施する項目

別表 1

用語の定義

本契約書において、次の各表の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

(五十音順)

|             |  |
|-------------|--|
| 異常事態        | 本件施設の粉じん濃度が別紙 10 の表に示される基準値を超えた場合をいう。  |
| 委託料         | 発注者が受注者へ支払う一般廃棄物の処理に関する委託に対する対価を言う。  |
| ごみピット       | 本件施設に設置される、プラスチック製容器包装類、その他プラスチック類を受入れるためのピットをいう。  |
| 運転管理        | 運転、維持管理、点検、補修及び更新をいう。  |
| 運転管理業務開始予定日 | 運転管理業務開始の予定日である平成 26 年 2 月 1 日をいう。   |
| 運転管理業務委託の期間 | 本契約において、受注者が本件施設の運転を委託される期間であって、第 7 条に定める期間をいう。  |
| 運転停止        | 本件施設が、計画に基づいた点検以外の事由により、運転を停止した状態をいう。  |
| 機密情報        | 発注者又は受注者が本契約の履行に関し知り得た非公開の情報をいう。ただし、発注者又は受注者が、受注者若しくは発注者、その代理人若しくはコンサルタント以外の第三者から秘密保持義務を負わないで入手した情報、又は発注者若しくは受注者の入手後に公開情報となった情報は除かれるものとする。 |
| 計画処理量       | 仮定に基づいて、契約締結時において設定される一般廃棄物の処理量であり、別紙 7 の表 8 にその詳細が示されるものをいう。  |
| 計測管理        | 第 40 条の規定に基づき、本件施設の環境に関する別紙 5 記載の管理項目について、発注者又は受注者が自ら行う本件施設に関する計測をいう。  |
| 固定費         | 委託料のうちの、一般廃棄物の搬入量に関係なく本件施設を維持するために必要な費用をいう。  |
| 業務年度        | 本件施設の運転管理業務に関する業務年度であって、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる期間をいう。   |
| 資源化物        | 本件施設において、資源ごみを選別、再生した結果得られる鉄類（スチール缶及び破碎選別物）、アルミ類（アルミ缶及び破碎選別物）、ビン類、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、その他プラスチック類及び収集袋をいう。                                  |
| 処理不適物       | 本件施設で処理を行うことが困難又は不相当とされるものをいう。   |
| 不適物検査       | 本件施設のプラットホームで行う搬入基準への適合状況の確認、定期的に行う不適物検査、受入貯留ヤードで行う処理不適物の選別及び手選別コンベヤでの不適物除去のことをいう。   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 精密機能検査          | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に規定される精密機能検査をいう。   |
| 特許等の自由な使用に関する権利 | 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される権利のうち、本件施設を稼働させ、一般廃棄物を処理するために必要な権利その他知的財産権の自由な使用に関する権利をいう。                               |
| 要求水準書           | 本契約において、受注者が委託される運転管理業務の要求水準書をいう。   |
| 不可抗力            | 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、その他自然的若しくは人為的な事象のうち、通常の前記可能な範囲を超えた発注者又は受注者の責めに帰することができない事由をいう。ただし、契約約款に規定のある事項についてはこの限りではない。 |
| 副生成物            | 本件施設で一般廃棄物を処理した結果生じる鉄分、資源化物、可燃性残渣及び不燃性残渣をいう。  |
| 変動費             | 委託料のうち、搬入量に応じて増減する部分をいう。  |
| 法令等             | 法律、政令、省令、通達、条例及び裁判所の命令をいう。  |
| 本件施設に係る環境計測     | 本件施設の運転状況を管理するために第40条の規定に基づき受注者が実施する、本件施設に関する環境指標の計測をいう。  |

## 別表 2

### 年次別運転管理業務経費

年次運転管理業務経費は、契約金額を120で除した額に12を乗じた金額とする。なお、年次運転管理業務経費の内訳については、受注者が計画する内容、落札後に提出する金額及びその計算根拠をもとに記載する。